

船橋の教育 2020

—船橋市教育振興基本計画(後期基本計画)—

～ふるさと船橋を愛する

心豊かでたくましい人づくり～

(案)

令和 7 年(2025 年) 月

船橋市教育委員会

はじめに

船橋市教育委員会では令和 2 年（2020 年）3 月に、10 年先を見据え、「生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する」、「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」の 2 つの教育目標と 8 つの基本方針を定めた「教育振興ビジョン」と、その実現に向け、令和 2 年度（2020 年度）から 6 年度（2024 年度）までの前半 5 年間の基本的な施策を定めた前期基本計画で構成する「船橋の教育 2020－船橋市教育振興基本計画－」を策定し、教育行政を推進してまいりました。

前期基本計画期間には、少子化・高齢化、グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化などのこれまでの課題に加え、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は学校教育や教育行政に大きな影響を及ぼしました。

本市は、そうした中であっても、学校教育の分野では、GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備を進め、オンライン授業の導入など、これまでにない状況への対応を行ってまいりました。また、年々増加する不登校児童生徒を支援するため、全小・中・特別支援学校に校内教育支援センターを整備いたしました。さらに、近年の危険な暑さから子供たちを守るため、全中・特別支援学校・市立船橋高等学校の体育館へのエアコン設置を行いました。現在、小学校体育館への設置も進めております。

生涯学習の分野では、成人式やふなばし音楽フェスティバル等の様々な事業をオンラインでも行う等の工夫を行ってまいりました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック推進事業や、ふなっこ未来大学、スポーツ健康都市宣言 40 周年記念事業を実施するとともに、取掛西貝塚は国史跡に指定され、講演会等を実施し重要性や研究成果を伝えてまいりました。

また、地域社会全体の教育力を向上させ、地域全体で未来を担う子供たちの学びや成長を支えていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、地域学校協働本部を設置し、地域と学校が連携・協働できる体制を整備しました。

今後の社会は、Society 5.0 の実現に向けた AI や IoT、ビッグデータの活用をはじめとするデジタル化の加速、カーボンニュートラルを目指す環境意識の高まり、健康・医療分野の革新、社会的価値観の変化など、多岐にわたる急激な変化が加速度を増していくことが予想されます。

このような中で、本市の教育目標の実現に取り組んでいくため、令和 11 年度（2029 年度）までの今後 5 年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。複雑で予測困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現していくために必要な教育施策を、市民の皆様とともに進めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年（2025 年） 月

船橋市教育委員会

目次

第1章 計画の概要.....	7
1. 計画策定の趣旨.....	8
2. 計画の位置付け.....	10
3. 計画の構成と期間.....	11
第2章 教育振興ビジョン.....	13
1. 船橋の教育目標.....	14
2. 教育目標実現のための基本方針.....	16
第3章 後期基本計画.....	27
1. 施策の体系.....	28
2. 基本方針1 生涯学習の推進を図ります.....	34
3. 基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります.....	58
4. 基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります.....	64
5. 基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます.....	74
6. 基本方針5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります.....	84
7. 基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります.....	89
8. 基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります.....	94
9. 基本方針8 質の高い教育環境を整備します.....	101
参考資料.....	111

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

科学技術の進歩、情報化、グローバル化、少子高齢化など教育をめぐる環境は大きく変化し、家庭や地域社会での教育力、子どもの学ぶ意欲や問題行動などの教育に対する課題が指摘される中、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ国際社会の平和と発展に貢献できるよう平成 18 年（2006 年）に教育基本法が改正されました。

船橋市教育委員会は、この教育基本法の改正を受け、教育の振興に関する取組の全体像を明らかにして教育施策を推進するため、平成 22 年（2010 年）に「船橋の教育—教育振興ビジョン及び教育振興基本計画—」（計画期間平成 22 年度（2010 年度）～平成 26 年度（2014 年度））を策定し、その後「船橋の教育—教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画—」（計画期間平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度））を策定しました。

さらに、令和 2 年（2020 年）3 月には、10 年先を見据え、「生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する」、「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」の 2 つの教育目標と 8 つの基本方針を定めた「教育振興ビジョン」と、その実現に向け、令和 2 年度（2020 年度）から前半 5 年間の基本的な施策を定めた前期基本計画で構成する「船橋の教育 2020—船橋市教育振興基本計画—」を策定し、様々な施策の実現に取り組んでまいりました。

計画の推進にあたっては、毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、各施策や事務事業における課題や、更に充実させるべき施策について進捗を確認してまいりました。

前期基本計画期間中には、少子化・高齢化、グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、国際情勢の不安定化など、将来の予測がますます困難な状況となりました。このような状況において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます重要になっています。

一方、国においては、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）を計画期間とする第 4 期教育振興基本計画が、令和 5 年（2023 年）6 月 16 日に閣議決定されました。この計画では、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」がコンセプトに掲げられ、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育施策を講じていくことが必要との方向性が示されました。

1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。日本社会に根差したウェルビーイングとは、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識など協調的な要素を調和的・一体的に育む、「調和と協調」に基づくウェルビーイングを指す。

こうしたことから、令和 6 年度(2024 年度)末に前期基本計画期間が終了するにあたり、これまでの考え方を継承しつつ、社会の変化にも対応しながら今後 5 年間で本市の 2 つの教育目標を実現していくため、「船橋の教育 2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－」（計画期間令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度)。以下「本計画」という。)を策定するものです。

また、令和 4 年(2022 年)1 月に市長と教育委員会で開催した総合教育会議において策定した船橋市教育大綱では、「船橋の教育 2020－船橋市教育振興基本計画－」を確実に推進することを基本としており、下記の特に留意する 6 つの取り組みを推進し、本市における教育の更なる充実を図ることとしております。

船橋市教育大綱における留意する 6 つの取り組み

【社会状況の変化を受けて力を入れていく取り組み】

- ①多様性と人権への理解を深める教育の推進
- ②複雑化する困難から子供を守り、安心して学ぶことができる環境の整備
- ③主権者教育の推進
- ④環境に関する学びの場の提供

【子供たちと船橋とのつながりをより一層強化していく取り組み】

- ①「ふるさと船橋」への思いの育み
- ②生涯学習への意識を育む

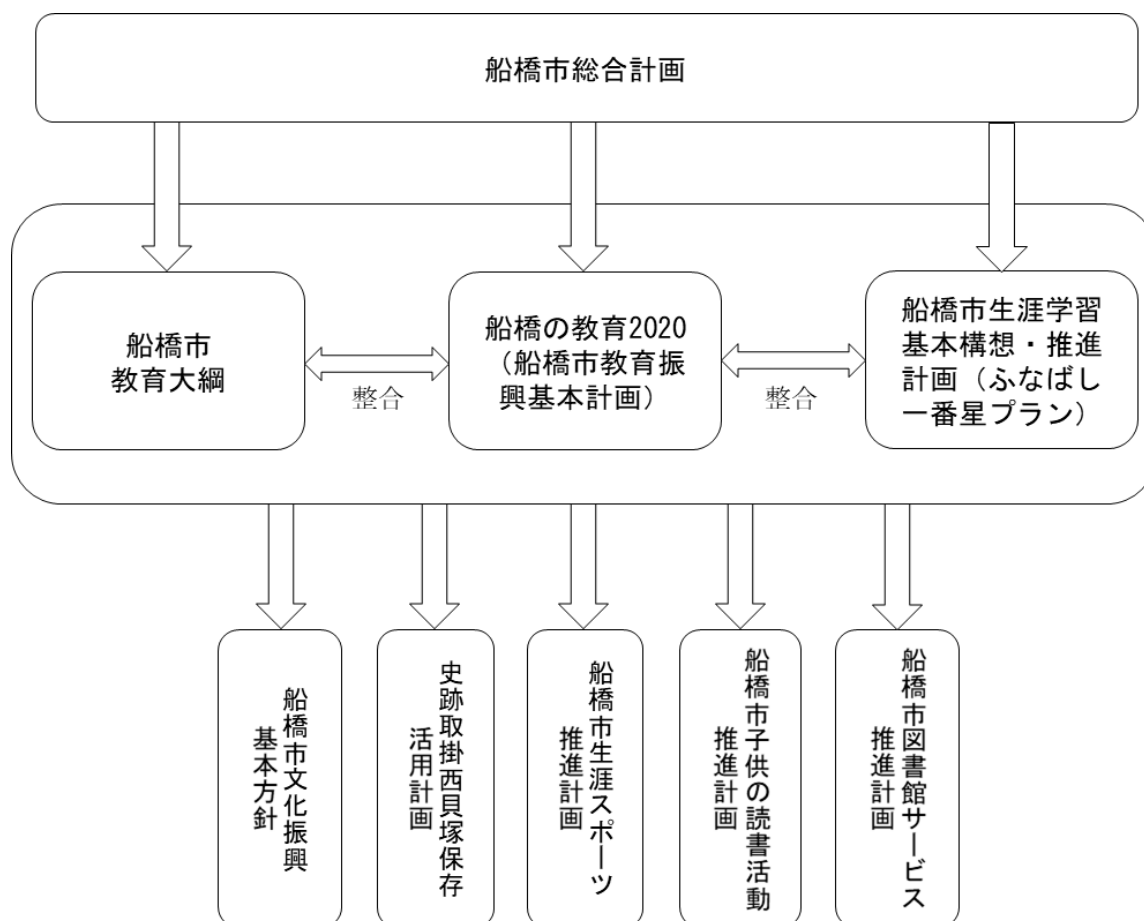
2. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けられるものです。

また、本市では令和 4 年度（2022 年度）に第 3 次船橋市総合計画（以下「船橋市総合計画」という。）を策定しており、本計画は船橋市総合計画のうち、教育に関する個別計画としても位置付けられます。

本計画は、生涯学習の視点から策定された「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」や、市長が策定した「船橋市教育大綱」と整合を図りながら策定しています。

【各計画の関係イメージ図】



《参考》 教育基本法
(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3.計画の構成と期間

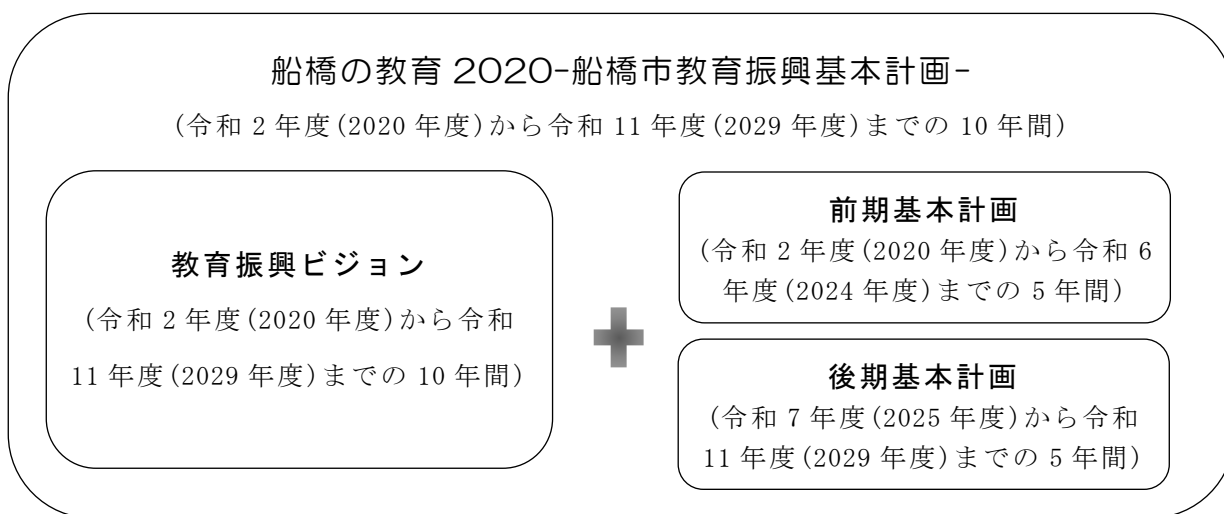
本計画は、「教育振興ビジョン」及び「基本計画」から構成されています。

「教育振興ビジョン」は、本市の教育目標を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、本市における教育行政の運営の指針とするもので、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間の長期展望としています。

また、「基本計画」は、教育振興ビジョンの10年間のうち、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの前半5年間の前期基本計画の計画期間として、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの後半5年間の後期基本計画の計画期間として位置付け、教育振興ビジョンの実現のための基本的な施策を体系的に定めた中期計画としています。

そのほかに、計画の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検・評価を実施します。

【計画の構成イメージ図】



第 2 章 教育振興ビジョン

1. 船橋の教育目標

船橋市が令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）の10年間を通じて目指すべき教育の姿として、次の2つの目標を設定し、教育行政を推進します。

生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する

「生涯学習社会」とは、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を指します。

令和元年（2019年）5月に公表された本市の「人口推計調査報告書」（以下「人口推計」という。）によると、本市の老年人口、特に75歳以上の後期高齢者については、団塊世代の高齢化を受けて平成30年（2018年）の7.4万人から令和15年（2033年）には10.1万人と急増し、市民全体の15.3%が後期高齢者となることが見込まれます。

教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための生涯学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有しています。子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会を目指すことが重要であり、そのための社会教育を推進していきます。

人生100年時代の到来に向け、市民一人一人が人生をより豊かに生きるための手段の一つとして、これまで取り組んできた生涯学習の推進を継続し、家庭と地域の教育力の向上を図るとともに、市民一人一人が生涯学習の成果を地域社会での活動につなげ、活躍できる場を整えることに重点を置き、ふるさと船橋に愛着がもてる社会を実現します。

自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する

現在の社会は、少子化・高齢化、グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により学校・家庭・地域を取り巻く環境が大きく変化するなど、将来の予測がますます困難な状況となっています。

本市においても、15歳未満の年少人口は、平成25年（2013年）の8.5万人をピークに緩やかに減少しており、「人口推計」によれば、今後、南部地域や西部地域の一部の地区等では緩やかに増加するか横ばいとなるものの、市全体では少子化が進み、令和15年（2033年）には7.7万人となることが見込まれます。

このような状況の中で、子供たちには、一人一人が持続可能な社会の担い手として、社会の変化に受け身に対応するだけではなく、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、社会や人生をより良いものにしていくために自ら考え、可能性を発揮する「生きる力」を身に付けることが、改めて求められています。

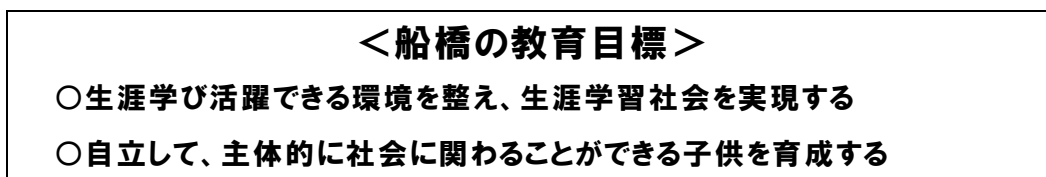
これらのことから、「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」ことを教育目標とし、これまでの施策を更に推進することにより、子供たち一人一人が、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づいて、主体的に社会の形成に参画し、その発展に貢献できるように、「生きる力」を身に付けることに重点を置き、これからの社会を心豊かにたくましく生き抜く子供を育成します。

そのために、学ぶ意欲を重視し、確かな学力を育成するとともに、子供たちが自分の意見や考えを表明できるような機会の確保や支援に努めます。また、心の教育を通じて他を思いやる気持ちやコミュニケーション能力を育みます。体力や健康の保持・増進にも積極的に取り組み、健やかな身体も育みます。

そして、知・徳・体のバランスのとれた健全な子供たちの成長を支援する学校の教育環境を整備していきます。

2. 教育目標実現のための基本方針

船橋市が10年間（令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度））を通じて目指すべき教育目標である「生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する」、「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」の実現に向けて、次頁に示す8つの基本方針を定め、これを船橋の教育の「羅針盤」として、教育施策を展開していきます。



2 「いくら廻されても針は天極をさす」：高村光太郎詩集2(昭和30年、岩波書店)所収「詩人」の一節。

【8つの基本方針】

基本方針 1
生涯学習の推進を図ります

基本方針 2
家庭と地域の教育力向上を図ります

基本方針 3
学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

基本方針 4
豊かな心を育成し社会性を高めます

基本方針 5
健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

基本方針 6
教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

基本方針 7
ニーズに応じた支援の充実を図ります

基本方針 8
質の高い教育環境を整備します

基本方針 1 生涯学習の推進を図ります

「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」において、生涯学習の推進を基本方針に位置付け、生涯学習に関する施策について推進してきました。また、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく」学ぶ中で、自己の充実や生きがいを見つけ、更に、学びの成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習推進体制の整備・充実を図ることを目的として、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」を策定しています。

今後、生涯学習では、少子高齢化、人口減少、地域のつながりの希薄化など、様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進が、より一層重要となります。

そのため、生涯を通じて市民が自分らしく学び続け、学びの成果を生かすことができる施策を推進する必要があります。

多様なニーズに対応したスポーツ活動や文化活動などの生涯学習活動を支援するほか、充実した学習機会の提供を行い、地域の仲間の輪を拡大することなどにより、市民一人一人が生きがいのある心豊かな人生を送れるよう、本計画においても、生涯学習の推進を基本方針に位置付け、生涯学習に関する施策の更なる充実を図ります。

生涯学習の推進に当たっては、本計画だけでなく、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」及び「船橋市教育大綱」並びに「船橋市生涯スポーツ推進計画」、「船橋市文化振興基本方針」、「史跡取掛西貝塚保存活用計画」、「船橋市子供の読書活動推進計画」及び「船橋市図書館サービス推進計画」において、きめ細かな施策を展開していきます。

また、人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のために、学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能は変化し続けています。

三世代世帯の割合低下、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境についても大きく変化しており、子育てについての不安を持つ保護者も多くいます。

家庭教育は、子供が基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすことから、市は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を向上させるために必要な施策を講ずる必要があります。そのために、子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者などへの家庭教育支援や、幼児期の教育支援の充実に取り組みます。

また、学習指導要領において、子供たちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

それぞれの学校において、子供たちが必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域との連携及び協働により、「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことが求められています。そのために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に取り組める体制を整備するとともに、子供たちの体験・交流活動及び青少年健全育成の推進を図ります。

家庭と地域の教育力の向上を図り、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、家庭教育を学校や地域で支え、学校教育の目標を地域や家庭と共有して子供を育成する体制を構築します。

基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

学校教育では、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められています。

令和6年度（2024年度）全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の教科に関する調査結果は国語で全国平均及び千葉県平均と同程度、算数・数学では上回っており、概ね良好です。一方で、課題解決に向けて主体的に取り組むことや自分の考えをまとめたり、分かりやすく伝えたりすることに課題があります。学習指導要領の趣旨を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業を工夫・改善するとともに個に応じた指導の一層の充実を図り、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、子供たちの学力や学習意欲を高める必要があります。

次世代の社会の担い手となる子供たちは、今後も続くであろう予測困難な時代の中でも、社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と話し合いながら、より良い社会と幸福な人生を切りひらき、未来の創り手となることができるよう、市は、今日的な教育課題に対応する教育を推進する必要があります。グローバルに活躍する人材を育成するために、外国語教育の充実を図り、小中連携英語教育を一層推進します。また、言語能力の確実な育成を目指して、国語科での指導の充実とともに各教科等においても言語活動を充実します。さらに、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会で生きていく力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進します。ほかにも、理数教育、消費者教育、伝統や文化に関する教育の充実等を施策として推進します。

基本方針 4 豊かな心を育成し社会性を高めます

子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育成することが不可欠です。豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、多様性の尊重、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを学校教育活動全体を通じて育むことが重要です。

そのために、「特別の教科 道徳」の授業を道徳教育の要として、子供の発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、「特別の教科 道徳」の授業の公開等により、家庭や地域と連携した取組の充実に努め、人権教育の充実に努めます。

そして、社会の責任ある一員であることの自覚を促し、そのために必要な資質を養う観点から、子供のコミュニケーション能力を高め社会性を向上させるための取組や体験活動、交流活動を奨励します。

また、児童生徒の発達段階に即した確かな生徒理解と教育相談を重視した生徒指導に努め、学校として組織的な対応ができる生徒指導体制を築くことが大切です。特に、いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題について、関係機関等と連携し、未然防止と早期発見・早期対応につながる効果的な取組を推進します。

さらに、読書活動の充実や多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の育成を目指し、情操教育の充実に努めます。

基本方針 5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、各教育段階に応じて、体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが重要です。

子供たちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣の乱れが見られます。こうした今日の子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。また、運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向や、子供の体力向上の必要性が依然課題となっています。

学校における体育は、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ基礎をつくるものであり、健康・安全に生きていくために必要な身体能力、知識等を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるものです。今後も体育指導の充実を図るとともに、子供たちの健やかな体づくりと体力の向上を図るために体力づくり活動を推進します。

また、運動部活動は、運動の楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図る活動であり、共感的な人間関係の構築を図り、自己存在感を感受することができるなど教育的意義が高いものです。運動部活動が学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、部活動の指導者の指導力向上を図るとともに、外部指導者等の派遣や地域連携により、運動部活動の更なる充実を図ります。

そして、成長期にある子供にとって、健康的な生活習慣の形成と自らの健康づくりを行う意欲や態度を育てることが大切です。そこで、子供たちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送れるよう学校保健の充実を図ります。また、食に関する指導の充実を図り、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

基本方針 6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

教職員は、子供たちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在です。教職員自らが子供たちの模範であるという使命感や責任感を持つことが大切であり、特に教員は、これから求められる学びを展開するための実践的指導力や高度な専門的知識を身に付け、指導力の向上を図る必要があります。また、本市では教職経験年数が10年以下の教諭と主幹教諭の割合が約55%となっており、初若年層教員の資質・力量の向上が大きな課題となっています。

授業力の向上、初若年層教員やミドルリーダーの育成をはじめ、変化の激しい社会の中で複雑かつ多様な教育課題に対応できるよう、教員の資質の向上を図るための研修体制の一層の充実に向けて、環境を整備していきます。

また、学校教育や教職員に対する信頼性を向上させるため、教職員の不祥事根絶やモラル(士気)を高める取組を実施し不適切な服務上の問題への厳正な対応を行います。

そして、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるように、「船橋市立学校における働き方改革推進計画」の改定を適宜行い、業務の質的転換及び量的精選を図るとともに、教職員が一人で悩み、問題を抱え込むことなく、気軽に相談できる支援体制を整えます。

基本方針 7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を構築していくために、インクルーシブ教育システムの構築や不登校児童生徒への対応など、一人一人のニーズに応じた支援に努めなければなりません。

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加に必要な力を培うため、一人一人の障害の状態に応じて適切な教育を行う必要があります。このため、障害の状態に応じて一人一人が適切な教育的支援を継続的に受けられる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を充実させます。

不登校などの教育的支援が必要な児童生徒については、きめ細かい支援を充実させるため、いじめや少年非行など問題行動に対応する学校内外における相談体制の充実を図るとともに、誰一人取り残されない学びの保障に向けて不登校の子供等の教育機会について支援を図ります。

また、海外から帰国する児童生徒への支援や外国人児童生徒等の受入体制を整備するとともに、指導体制の充実を図ります。このような多様な子供たちを学校教育の中で包摂し、特定分野に突き抜けた興味や関心を示したり、特異な才能を有したりしている子供も含めて、一人一人の強みを伸ばしつつ、より良く資質・能力を育てていくことにより、豊かで幸福な人生を送れるようにします。

さらに、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する学用品費等の一部を援助することを引き続き実施します。

基本方針 8 質の高い教育環境を整備します

学校は、児童生徒が安心して学び、快適に生活する場であるとともに、非常災害時には避難場所としての役割も果たす施設です。社会教育施設は、学習その他の活動の場を提供する施設であり、学校と同様に、非常災害時には避難場所としての役割を果たす施設もあります。老朽化への対策として、施設の修繕や改修等を船橋市公共建築物保全計画等に基づき計画的に行います。

また、学校や通学路等において子供たちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携により、地域ぐるみで子供の安全を守る環境の整備や、子供自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の充実を図ります。

一方、子供たちがより充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、ICT 環境の充実に努めるとともに、学校規模・学校配置の適正化について取り組みます。さらに、本市では施設分離型の小中連携・一貫教育研究に取り組んできました。今後は、これまでの研究指定校等の研究成果を基に、地域や子供の実態に応じた小中連携・一貫教育の在り方について、引き続き研究していきます。

第 3 章 後期基本計画

1. 施策の体系

8つの基本方針それぞれに推進目標を設定し、推進目標の下に施策を体系的に位置付けて、事務事業を推進します。

基本方針 1 生涯学習の推進を図ります		
推進目標 1 生涯学習推進体制の充実		
施策 1	生涯学習基本構想・推進計画の充実	34 頁
施策 2	地域の拠点「公民館」の充実	36 頁
推進目標 2 生涯スポーツの推進		
施策 1	スポーツに親しめる機会の充実	38 頁
施策 2	情報発信の充実と環境の整備	39 頁
施策 3	スポーツイベントの支援と人材の育成	40 頁
推進目標 3 文化の振興		
施策 1	文化に触れる機会の提供	41 頁
施策 2	地域の特色を生かした文化活動の推進	43 頁
施策 3	文化の担い手の育成	45 頁
施策 4	文化を伝える取組の推進	47 頁
推進目標 4 読書活動の推進		
施策 1	子供の読書活動の推進	49 頁
施策 2	図書館サービスの推進	51 頁
推進目標 5 生涯活躍できる環境の充実		
施策 1	市民の参加や協働の推進	55 頁
施策 2	地域で活躍できる人材の育成	57 頁

基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

推進目標 1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

施策 1 学校、家庭、地域の連携・協働の推進 58 頁

施策 2 子供たちの体験・交流活動などの推進 59 頁

施策 3 青少年健全育成の推進 61 頁

推進目標 2 子育て支援と家庭の教育力の向上

施策 1 家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供 62 頁

施策 2 幼児期の教育支援の充実 63 頁

基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

推進目標 1 学習指導の改善による学力の向上

施策 1 「わかる授業」の推進 64 頁

施策 2 一人一人に応じたきめ細かい授業の推進 65 頁

施策 3 主体的な学習活動の奨励 66 頁

推進目標 2 今日的な教育課題に対応する教育の推進

施策 1 国語教育の充実 67 頁

施策 2 小中連携英語教育の推進 68 頁

施策 3 理数教育の充実 69 頁

施策 4 主権者教育の推進 70 頁

施策 5 消費者教育の推進 71 頁

施策 6	伝統や文化に関する教育の充実	71 頁
施策 7	その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び 充実	72 頁

基本方針 4 豊かな心を育成し社会性を高めます

推進目標 1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上		
施策 1	道徳教育・人権教育の推進	74 頁
施策 2	体験活動等の推進	75 頁
推進目標 2 コミュニケーション能力と社会性の向上		
施策 1	人間関係づくり活動の充実	76 頁
施策 2	話し合い活動の充実	77 頁
推進目標 3 生徒指導の機能の向上		
施策 1	生徒指導体制の充実	78 頁
施策 2	いじめ問題への対応	79 頁
施策 3	学校教育相談体制の充実	80 頁
推進目標 4 情操教育の充実		
施策 1	音楽教育の振興	81 頁
施策 2	文化クラブ活動の振興	82 頁
施策 3	子供の読書活動の推進	83 頁

基本方針 5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

推進目標 1 体力向上の推進

施策 1 体育指導の充実 84 頁

施策 2 体力づくり活動の推進 85 頁

施策 3 運動部活動の振興 86 頁

推進目標 2 健康教育の推進

施策 1 学校保健の充実 87 頁

施策 2 食育の推進 88 頁

基本方針 6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

推進目標 1 教職員の指導力の向上

施策 1 授業力向上のための支援体制の整備 89 頁

施策 2 総合教育センターの研修の充実 90 頁

推進目標 2 教職員の信頼性の向上

施策 1 教職員のモラル(士気)の向上と不祥事根絶 91 頁

推進目標 3 教員が子供に向き合う体制の整備

施策 1 校務の見直し等による支援体制の整備 92 頁

施策 2 悩みを抱える教職員のための支援体制づくり 93 頁

基本方針 7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

推進目標 1 特別支援教育の推進

施策 1 特別な支援を要する児童生徒への支援の充実 94 頁

施策 2 特別支援学校・学級の充実 95 頁

施策 3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上 96 頁

推進目標 2 不登校児童生徒への支援の充実

施策 1 教育相談体制の整備・充実 97 頁

施策 2 サポートルーム等の充実 97 頁

施策 3 校内教育支援センターの整備・充実 98 頁

推進目標 3 帰国・外国人児童生徒への支援の充実

施策 1 帰国・外国人児童生徒への日本語指導等の充実 99 頁

推進目標 4 保護者の経済的負担軽減策の実施

施策 1 就学援助制度等の実施 100 頁

基本方針 8 質の高い教育環境を整備します

推進目標 1 安全・安心・快適な施設づくりの推進

施策 1 学校の老朽化対策等の推進 101 頁

施策 2 社会教育施設の老朽化対策等の推進 102 頁

推進目標 2 安全を確保する体制づくり

施策 1 安全体制の確立 103 頁

施策 2 防犯体制の整備 104 頁

推進目標 3 充実した教育環境の整備		
施策 1	情報活用能力を高める教育環境の充実	105 頁
施策 2	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進	106 頁
施策 3	学校規模・学校配置の適正化	107 頁
推進目標 4 新しい学校体制づくりの推進		
施策 1	学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善	108 頁
施策 2	小中連携・一貫教育の推進	108 頁
施策 3	市立船橋高等学校の充実	109 頁

2.基本方針1 生涯学習の推進を図ります

推進目標1 生涯学習推進体制の充実

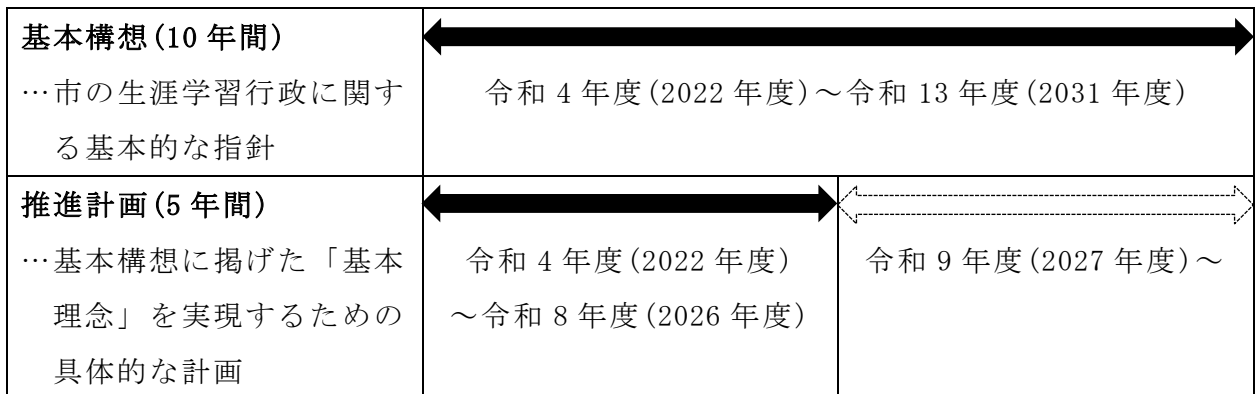
施策1 生涯学習基本構想・推進計画の充実

「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)³」に向けて、社会が大きな転換点を迎える中、生涯学習⁴の重要性は一層高まっており、社会の変化を踏まえた新しい生涯学習施策の展開が求められています。

本市では、こうした状況を踏まえ、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく」学ぶ中で、自己の充実や生きがいを見つけ、更に、学びの成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習推進体制の整備・充実を図ることを目的として、令和4年度(2022年度)を始期とする「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」を策定しました。

《構成》

第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画は、「基本構想」と「推進計画」で構成しています。



3 超スマート社会(Society5.0)：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指す。

4 生涯学習：一般には「人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習」という意味で用いられる。しかし、ここでは、主に、社会教育法における「社会教育」(「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」または「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)」に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))を「生涯学習」としている。

●基本構想

基本構想では、基本理念を実現するために2つの目標を設定しています。

【基本理念】

生涯をとおして自分らしく学び続け、学びの成果を活かすことができる社会の実現を目指します。

【目標Ⅰ】

継続して何かを学んだり、活動したりしている人の割合の向上

【目標Ⅱ】

学びの成果を自分以外のために活かす人の割合の向上

●推進計画

推進計画では、基本構想で定めた「目標」を達成するために2つの基本施策「多様な学習ニーズへの対応と、充実した学習機会の提供」「学習と活動の循環」の促進、21の「施策」を設定し、それぞれの施策において対応するべき取組を設けています。

また、「人生100年時代への対応」「デジタル化社会への対応」「共生社会」実現のための取組の充実」「学びを広げる情報の充実」「地域の拠点「公民館」の充実」の5つをリーディングプロジェクトとして、先導的に取り組む必要があると考える内容を明確化し、推進計画の各施策・取組を横断的に関連付けて整理しています。

その他にも、推進計画全体の進捗状況を毎年点検することを目的として、基本施策に毎年測定が可能な指標とその方向性を設定し、結果を社会教育委員会に報告しています。また、各施策についても「各施策対応事業管理表」（以下「事業管理表」という。）を作成し管理を行い、同様に社会教育委員へ報告するとともに、意見聴取を行った結果を事業の所管課へフィードバックしています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の充実 (社会教育課)	第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画を推進する。	事業管理表にて管理する事業のうち目標を達成した事業の割合	71% (R5)	100%

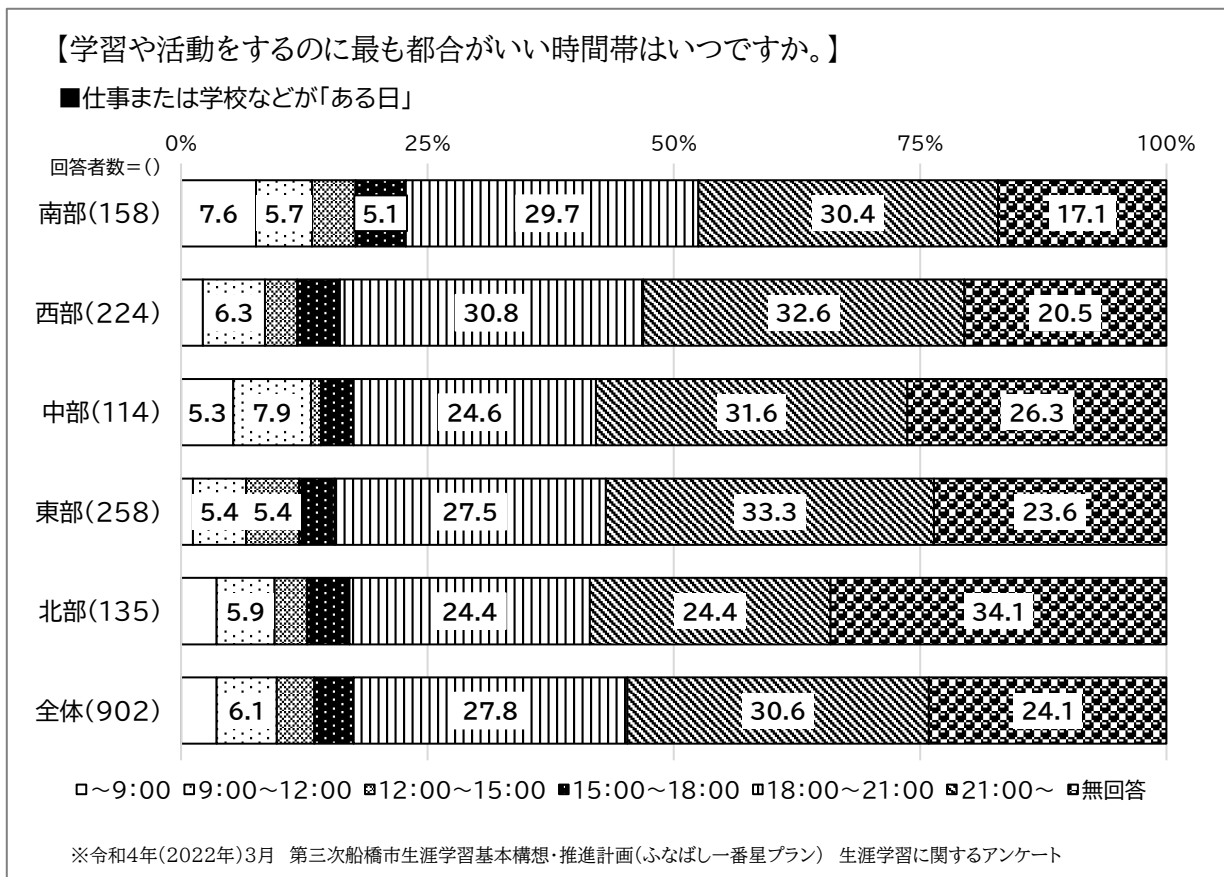
施策2 地域の拠点「公民館」の充実

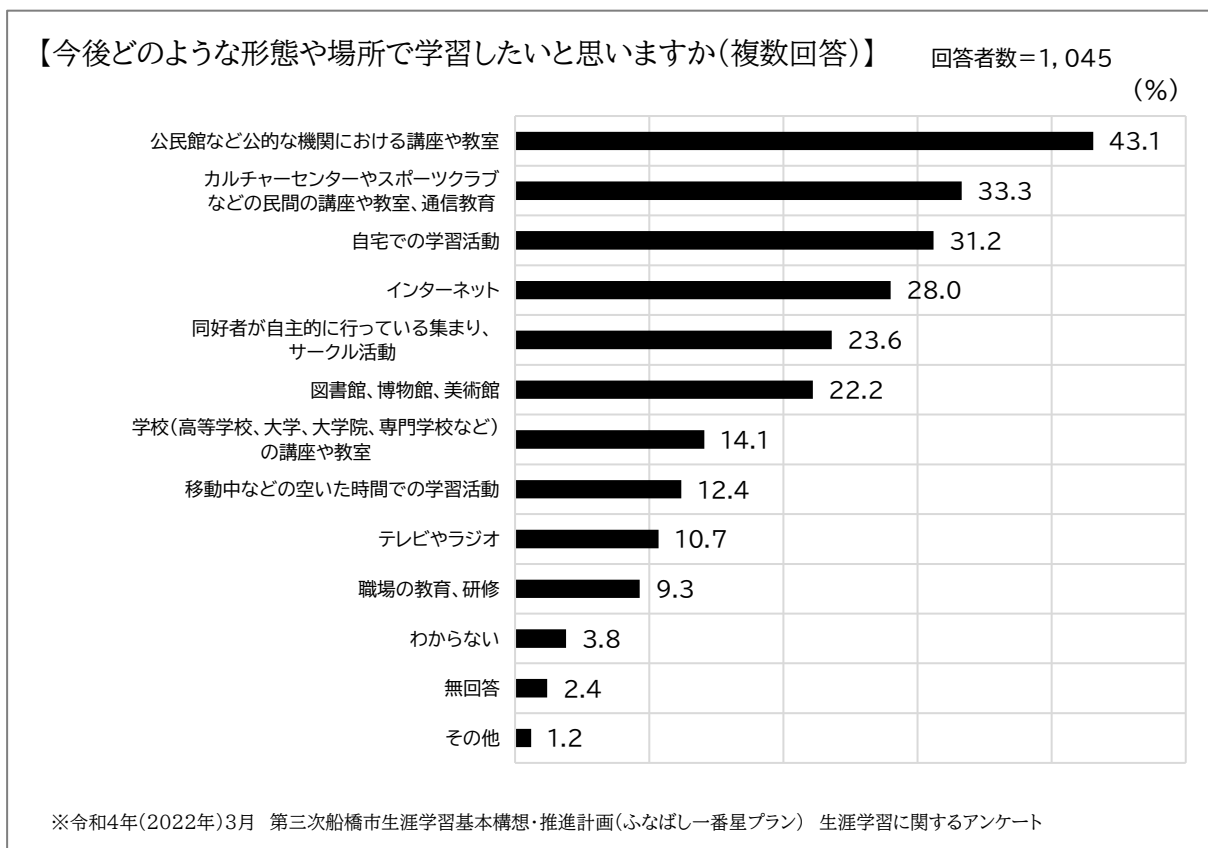
市内各コミュニティに整備された26公民館は、地域ごとの特色を活かしながら、様々な生涯学習事業の展開や市民が活躍できる文化活動の支援を行っています。

公民館の利用率は50%程で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度(2020年度)実績では32%まで落ち込み、その後、回復傾向にあるものの以前の水準まで回復していません。

令和4年(2022年)3月に施行された「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」の「生涯学習に関するアンケート」では、仕事または学校などが「ある日」に、学習や活動をするのに最も都合がいい時間帯を問う設問に対して、全ての地域で50~60%が18時以降の時間帯が都合がよいとの結果になっていることから、仕事や学校が終わった後から学習したいとのニーズが非常に高いことがわかります。また、今後どのような形態や場所で学習したいと思うかについては、「公民館など公的な機関における講座や教室」(43.1%)の割合が最も高く、市内各コミュニティにある公民館をとっても身近な学習の場と捉えていることが分かります。

市民が学習の場として求めている公民館の利便性を上げ、利用しやすくするため、利用基準の見直しや夜間の事業の実施を行い、新しい利用者層の開拓を図るとともに、地域の特性を踏まえた事業展開を図り、更に使いやすい公民館を目指します。





【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			(評価年度)	目標(R11)
公民館の充実 (公民館)	利用基準の見直しや午後から夜の低利用時間帯の事業を充実させ、新たな利用層を取り込み、利用率の向上を目指す。	公民館利用率 (26館平均)	44% (R5)	50%
公民館主催事業の実施 (公民館)	地域の特色を生かしながら、社会の変化に対応した事業を実施する。	主催事業参加者数	92,550人 (R5)	100,000人

推進目標2 生涯スポーツの推進

施策1 スポーツに親しめる機会の充実

令和元年度(2019年度)実施の船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケートでは、スポーツ活動を行っていない市民は45.7%となっており、その理由として、「運動をする機会がない」が42.9%、「忙しくて時間がない」が37.9%、「スポーツが苦手」が17.0%となっています。また、「特に理由はない」が18.7%となっており、スポーツの捉え方に関する意識改革や無関心層の取り込みが課題です。

また、同アンケートで、パラスポーツへの関心が「どちらともいえない」、「ない」及び「パラスポーツを知らない」と回答した方の割合は、障害のある方で48.8%、障害のない方で67.6%となっており、市民のパラスポーツに対する関心を高めていく必要があります。

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画では、一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ちょっとした空き時間を使って行うウォーキング、健康の維持増進や介護予防のための運動、自然と親しむ野外活動、レクリエーションなど、スポーツは気軽に楽しめる「みんなのもの」とであるという意識改革を進めるとともに、年齢・性別・障害の有無・国籍などに関わらず、子供から大人まで市民一人一人が、生活の中で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れたり、参加したりする機会を提供します。また、障害のある人もない人も誰もが楽しめるパラスポーツの普及促進に取り組みます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			船橋市生涯スポーツ推進計画の推進 (生涯スポーツ課)	第二次船橋市生涯スポーツ推進計画に基づき、スポーツ実施率を向上させる。
パラスポーツの普及促進 (生涯スポーツ課)	障害のある人もない人も楽しめるパラスポーツ事業を普及・促進する。	パラスポーツ用具の貸し出し件数	139件 (R5)	150件

施策2 情報発信の充実と環境の整備

令和元年度(2019年度)実施の船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケートでは、スポーツ活動の推進に関して市に期待することとして、「スポーツ活動・スポーツ施設に関する情報提供を充実させる」が16.3%、市営のスポーツ施設に望むこととして、「施設に関する情報を提供してほしい」が19.8%となっており、市民は情報を必要としていることから、スポーツに関する情報発信の充実を図ることが課題です。誰もがスポーツに関する情報を得やすい環境とターゲットが明確で共感できる情報を充実させます。

スポーツ施設利用者の利便性の向上や公平性の確保、市民の多様化するニーズに対応するため、施設の予約システムや指定管理者制度を導入し、施設の機能向上に努めてきました。スポーツ施設を増やしてほしいという要望はありますが、施設を増やすことは容易ではなく、既存の施設をいかに有効活用していくかが課題となっています。

誰もが使いやすいようにスポーツを行う環境の質的充実を図るとともに、既存の施設の有効活用やいつでも気軽にオープンスペースを利用できるまちかどスポーツ広場の整備など、身近な場所でスポーツを行える環境を充実させます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			592,710回 (R5)	620,000回
スポーツ施設の活用と充実 (生涯スポーツ課)	利用者の利便性の向上や公平性の確保、市民の多様化するニーズに対応するため、予約システムの更新を行うとともに、指定管理者と連携し施設を最大限に活用する。	スポーツ施設の利用者数	2,555,532人 (R5)	2,673,000人

施策3 スポーツイベントの支援と人材の育成

スポーツ推進委員等の団体や地域住民等が主体で行うスポーツイベントは市民が身近な地域でスポーツに親しむことができ、スポーツを通じた地域住民や様々な世代の交流に役立っていますが、令和元年度(2019年度)実施の船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケートでは、スポーツ活動を行う形態が「個人」と回答した割合が44.9%と最も多くなっていました。背景として、気軽にできる個人での活動の増加や、インターネットやSNS等の普及により組織に属さずとも個人間を繋ぐツールの普及があると推察されます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの人が集まるスポーツ活動が制限されていました。

個人でも気軽にスポーツに親しめる施策を推進する一方で、団体活動も等しく推進していくことが必要です。

スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図ることで、一人一人が誘い合ってみんなでスポーツをしたり、地域のスポーツイベントに参加したりできるように、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (生涯スポーツ課)	スポーツ推進委員、学校、町会自治会、スポーツ協会、地区スポーツ関係団体との連携を更に深め、地域住民への情報提供を図りながらクラブ設立に向けた環境づくりに努めるとともにクラブの活動が継続されるよう支援していく。	①総合型地域スポーツクラブ設立数 ②総合型地域スポーツクラブ会員数	①4クラブ (R5) ②1,714人 (R5)	①5クラブ ②2,000人
指導者の育成と資質向上 (生涯スポーツ課)	スポーツ推進委員が地域スポーツのリーダーとして活躍できるように、現状と課題について研究し、資質の向上を図るための全国・関東・県等の各種研修大会への参加を支援する。	スポーツ推進委員の研修受講率	30.3% (R5)	100%
スポーツイベントの支援 (生涯スポーツ課)	スポーツ推進委員協議会等の団体や地域住民が企画運営している「健康ウォーキング」などのスポーツイベントを支援する。	地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数	379回 (R5)	400回

推進目標3 文化の振興

施策1 文化に触れる機会の提供

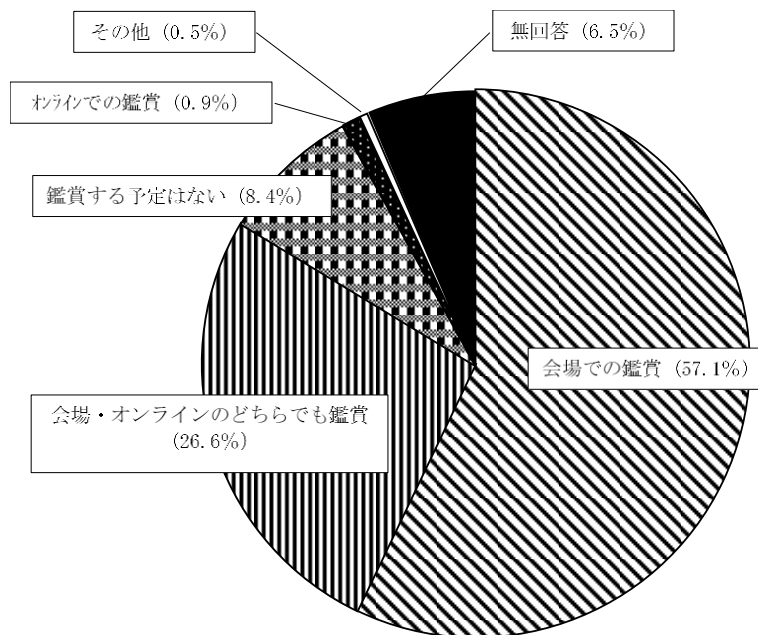
市民が文化への関心を高め親しむための文化活動を支える拠点として、市民文化ホールや郷土資料館、市民ギャラリーなどの文化施設を整備し機能を充実させるとともに、様々な文化事業に市民が参加できるよう情報を発信しています。また、市が調査研究し所蔵する美術品や郷土資料等を展示するほか、市立小・中・特別支援・高等学校と連携しながら様々な事業を行い、多くの市民が文化芸術に触れる機会を広く提供しています。

令和3年度(2021年度)実施の市民アンケート調査「文化活動に関するアンケート調査」では、新型コロナウイルス感染症収束後にどのような鑑賞方法を望むか聞いたところ、「会場での鑑賞」「会場・オンラインのどちらでも鑑賞」が83.7%と、会場での鑑賞を希望する声が多いことがわかりました。

今後も既存の文化施設での事業を充実させるほか、インターネットなどデジタル技術を活用して情報発信を進めます。さらに、アウトリーチ活動⁵等を通して、あらゆる市民が文化に触れることができるように取組を進めます。

【新型コロナウイルス感染症収束後の鑑賞方法】

回答者数=571人



※令和3年度(2021年度)市民アンケート調査「文化活動に関するアンケート調査」

5 アウトリーチ活動：博物館が出張展示や講演会などで施設訪問などを行う対外的な活動。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
文化施設の充実と活用 (文化課・市民文化ホール・郷土資料館)	様々な文化・芸術と触れ合える機会、市民自らの参画の拡充のため、文化施設の整備と機能の充実を図る。 また、文化課や各施設で実施する文化事業を充実させる。	施設利用者数 ①市民ギャラリー及び茶華道センター ②市民文化ホール及び市民文化創造館 ③郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館	①81,797人 (R5) ②181,712人 (R5) ③51,905人 (R5)	①105,000人 ②260,000人 ③60,000人
公民館等への積極的なアウトリーチ (郷土資料館)	公民館等と連携し、博物館から遠い地域でのアウトリーチ事業を実施することで、文化に触れる機会を提供する。	施設外事業の参加者数 ①郷土資料館 ②飛ノ台史跡公園博物館	①1,566人 (R5) ②1,300人 (R5)	①2,000人 ②1,400人
デジタル技術を活用した情報発信 (文化課・郷土資料館)	市所蔵の作品や資料等について、デジタルアーカイブ化した「船橋市デジタルミュージアム」やYouTube動画「ふなばし生涯学習チャンネル」で紹介することにより、時間と場所を問わず文化に触れる機会を提供する。	①「船橋市デジタルミュージアム」年間アクセス数 ②YouTube動画年間再生回数(文化課・郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館作成分)	①430,886回 (R5) ②30,186回 (R5)	①500,000回 ②37,000回
所蔵作品の活用 (文化課)	市ゆかりの芸術家の美術品や資料などを市民の財産として市民ギャラリー等で展示し、作家及び作品を広く市民に知らせる場を提供する。	市展覧会の観覧者数 (1日平均)	137人 (R5)	140人

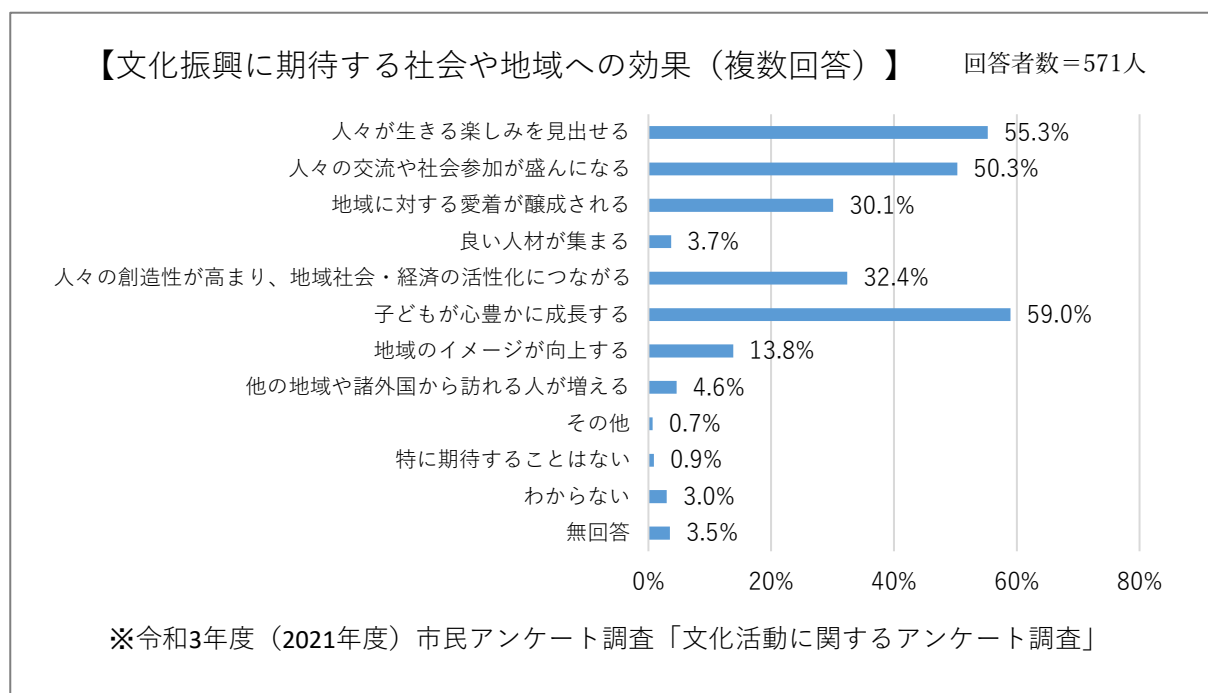
施策2 地域の特色を生かした文化活動の推進

本市では、市民ボランティアが実行委員会を立ち上げ、主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばし音楽フェスティバル」をはじめ、文化施設や各地域の公民館、ふなばし市民大学校等において、市民や文化団体が積極的に活動しています。

令和3年度(2021年度)実施の市民アンケート調査「文化活動に関するアンケート調査」では、文化の振興に期待する効果として、「子どもが心豊かに成長する」59.0%(前回57.7%)に次いで、「人々が生きる楽しみを見出せる」55.3%(前回50.1%)、「人々の交流や社会参加が盛んになる」50.3%(前回47.3%)といった意見が多く選ばれており、身近な地域を基盤とする活動に期待が高い結果となっています。

各地域の文化を振興することは、人々が生き生きとした生活を送るだけではなく、市民同士がつながることで文化の裾野が広がるとともに、新たな文化を創出し、地域の活性化やまちのイメージ向上にも貢献すると考えられます。

子供から大人まで誰もが文化に親しめるよう、市民の鑑賞・活動機会や場を充実させ、地域における文化活動を支援する施策に取り組みます。



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R11)
			(評価年度)	
市民主体の音楽文化の振興 (文化課)	地域住民等で組織された実行委員会と市が連携し、公民館など市民に身近な会場でプロの演奏家によるコンサートを開催する。	ふなばし音楽フェスティバル「地域ふれあいコンサート」 ①出演者数 ②入場者数	①52人 (R5) ②1,770人 (R5)	①60人 ②2,000人
公民館における文化活動の実施 (公民館)	24 地区コミュニティそれぞれの公民館が、その地区の地域性を考慮しながら様々な文化活動事業を実施する。	文化祭来館者数	106,617人 (R5)	111,800人

施策3 文化の担い手の育成

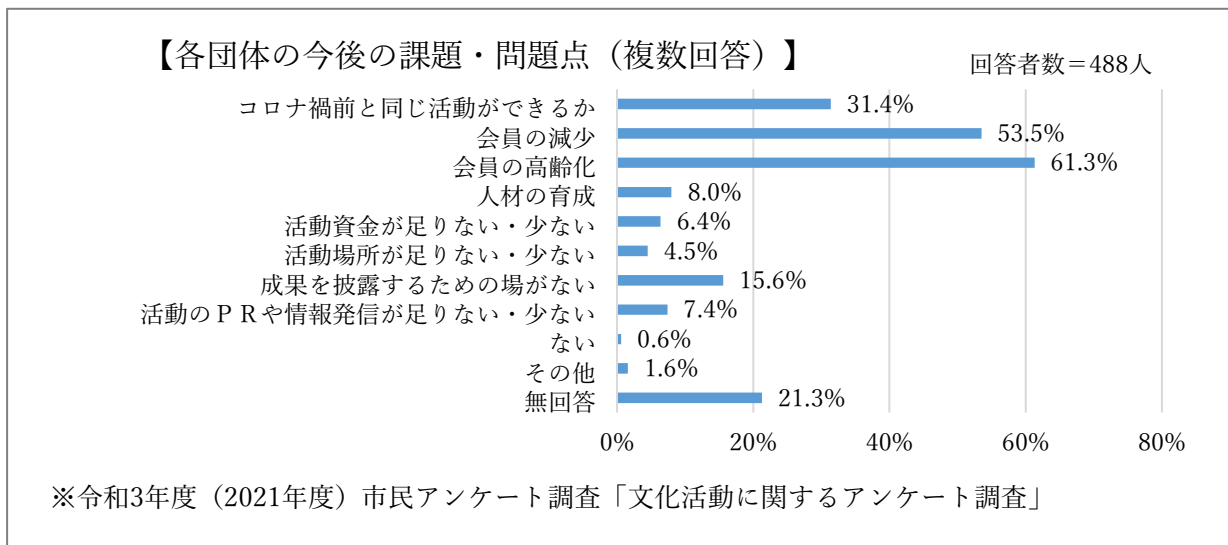
市内では、以前から歴史ある市民音楽団体など市民主体の文化活動が行われてきました。現在は、市内の小・中・高等学校において、全国レベルで活躍する器楽部・合唱部等が多くあるほか、各地域の公民館など身近な施設では、子供から大人まで、幅広いジャンルの文化活動が活発に行われ、地域の交流の場にもなっています。

また、それぞれの地域に根差した民俗芸能や伝統行事、文化財などが、地域で共有の財産として大切に伝えられています。

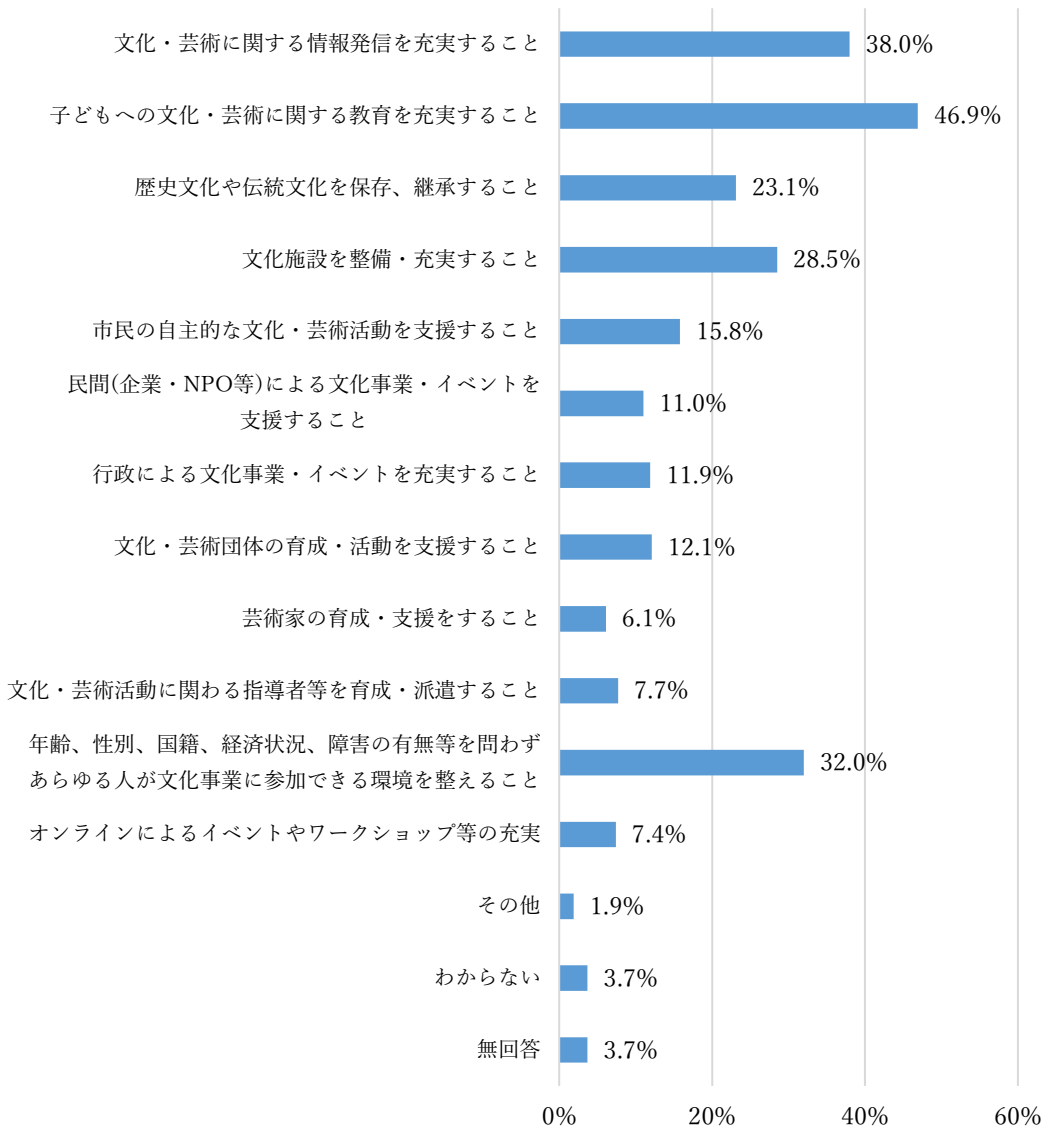
市民アンケートでは、文化団体を対象に、今後活動するにあたっての課題や問題点を聞いたところ、「会員の高齢化」が61.3%（前回37.3%）で約1.6倍、「会員の減少」が53.5%（前回23.4%）で約2倍と前回から増加しており、多くの団体が会員の高齢化や活動メンバー不足を課題としてあげていました。文化団体意見交換会（令和4年度（2022年度）実施）では、団体相互でメリットとなる事業の実施や学校連携の強化など、事業形態を創意工夫し、新たな試みを行う団体も見られました。

また、本市の文化振興のために、今後力を入れるべき取組については、市民アンケートで、「子どもへの文化・芸術に関する教育を充実すること」が46.9%で前回同様に最も多くの回答がありました。文化事業の中でも、平成5年度（1993年度）に始まった「千人の音楽祭」は、小・中・高等学校時代にイベントに参加した子供たちが大人になり、イベント運営や指導者として再び事業に携わるなどの成果を生んでいます。近年では、学校での文化に関する教育の支援として、子供たちが主体的にアートに関わり、対話をしながら美術作品を鑑賞する「対話型鑑賞教育事業」や、アーティスト・専門家を学校に派遣する「文化活動普及事業」を市の外郭団体と連携して実施しています。

文化や地域の担い手として重要な存在である子供たちが、心豊かに成長できるよう地域住民や団体と連携・協力し支援します。また、子供や若い世代の市民が主役となる文化事業を、将来にわたって継続的に実施することで、「ふるさと船橋」を誇りに思い、大切にしていける気持ちを育みます。



【文化振興のために、今後力を入れるべき取組（複数回答）】 回答者数=571人



※令和3年度（2021年度）市民アンケート調査「文化活動に関するアンケート調査」

【主な事務事業及び成果指標】

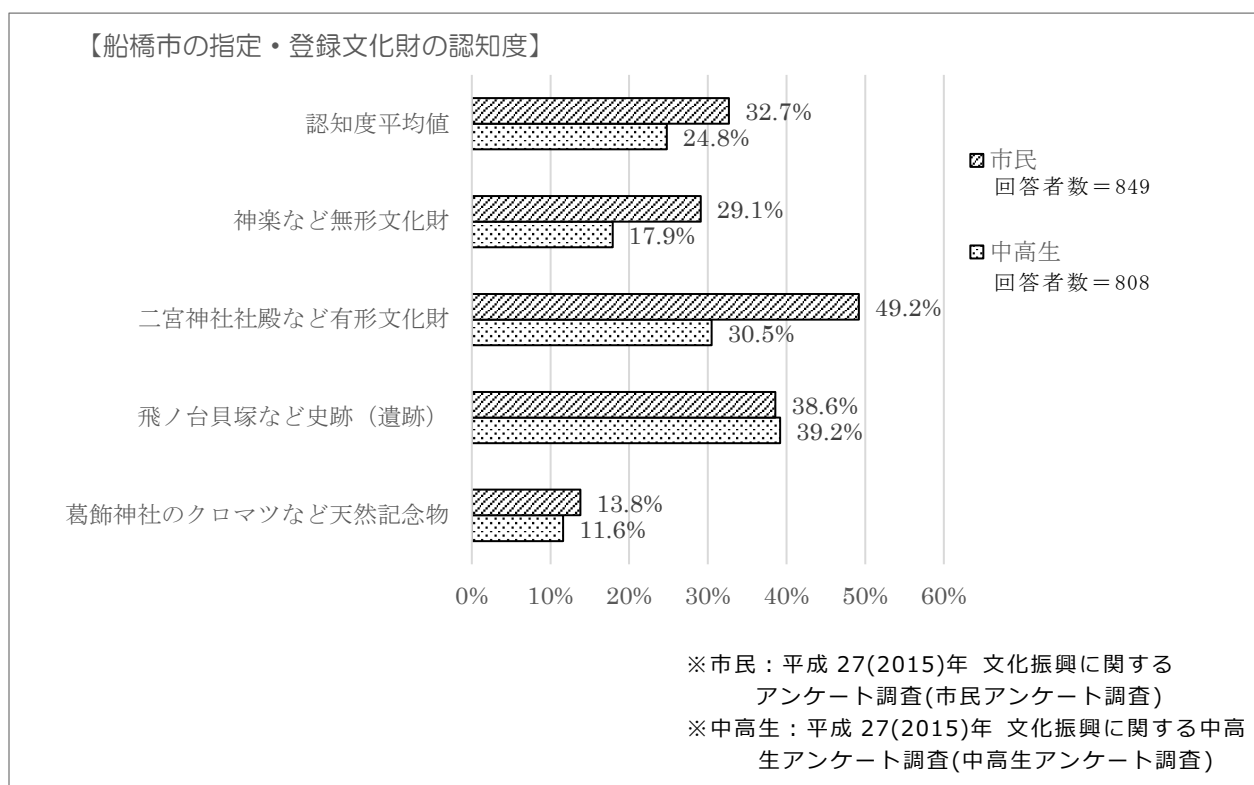
事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R11)
			(評価年度)	
「音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭」の開催 (文化課)	市内の小・中・高等学校及び音楽団体が一堂に会し、ジャンルや世代を超えた音楽的な交流を行う。	「千人の音楽祭」に参加する児童生徒数	1,268人 (R5)	1,400人

施策4 文化を伝える取組の推進

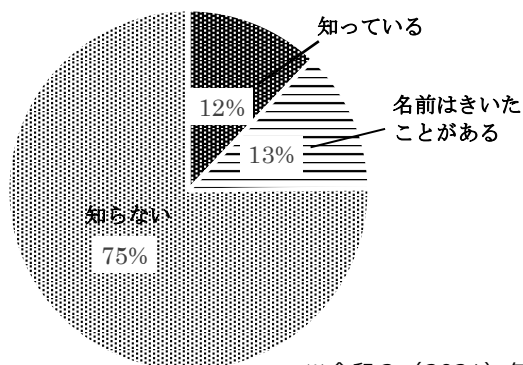
本市には、市民の貴重な財産である有形・無形の文化財や国史跡取掛西貝塚をはじめとする数多くの遺跡があります。また、歴史・民俗・考古資料のほか、船橋市ゆかりの美術品など幅広い貴重な資料を所蔵しています。

しかし、市内の身近な文化資源などを問う市民アンケート調査(自由意見)では、「市の文化についてよく知らない」という意見が多く、市の指定・登録文化財の認知度は平均して約30%であり、国史跡取掛西貝塚の認知度も約25%と決して高くないことなどから、市民に地域の文化をより身近に感じ、愛着や親しみをもってもらうようにすることが課題といえます。

今後は、市が中心となって船橋の文化に関する情報を幅広く収集し、調査・保存・研究を行い、文化施設等における展示公開を推進するとともに、市民の財産である貴重な文化遺産を良好な状態で保存し、あわせて写真や映像資料、地図等のデジタル化を図り、確実に後世に継承します。また、国史跡取掛西貝塚のほか、地域の遺跡や文化財について、学校での学習の充実を図り、次世代の担い手となる子供たちに地域の文化を伝えていきます。さらに、講演会・ワークショップ等の教育普及事業を効果的に実施することにより、市民に市内の文化財や歴史・民俗・考古資料、美術品等の魅力や価値を知ってもらうとともに、地域の人たちによる主体的な活動を支援することで、文化を未来に継承していきます。



【史跡取掛西貝塚の認知度】



※令和 3（2021）年度 第 2 回市政モニターアンケート
 回答者数 = 282

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
取掛西貝塚保存活用事業・文化財普及事業 (文化課)	市民に史跡の本質的価値をわかりやすく伝え、その魅力を向上させる。また、継続研究を行い、史跡の価値を高め、成果を市民に還元する。文化財および埋蔵文化財について、文化課・郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館等関係機関が連携し、講座・講演会や展示公開等を実施し、郷土愛の醸成を図る。	講座・講演会等の参加人数	1,914人 (R5)	2,000人
文化財保護事業 (文化課)	開発等で失われる前に埋蔵文化財の発掘調査を行い、整理・分析・研究の成果を発掘調査報告書として刊行し、市内の埋蔵文化財を記録保存する。また、貴重な文化財・埋蔵文化財について指定・登録により、確実な保存活用を図る。	発掘調査報告書の累計刊行数	257冊 (R5)	300冊

推進目標4 読書活動の推進

施策1 子供の読書活動の推進

本市では令和元年度(2019年度)に「第三次船橋市子供の読書活動推進計画」を策定し、「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目的として、家庭・地域・学校等で連携しながら、読書に親しむ機会の充実、読書環境の整備及び普及啓発活動の推進に努めてきました。

計画の中間年にあたる令和4年度(2022年度)には、計画の中間評価を行うため「船橋市子供の読書に関するアンケート調査」を実施しました。結果は「読書の好きな子供」の割合が小・中学生・高校生いずれも前回調査(平成29年度(2017年度)実施)より減少し、「1か月に読んだ本の数が0冊の子供」の割合が小・中学生は増加しました。令和2年度(2020年度)から新型コロナウイルス感染症が流行し、一部事業の取組が実施できなかったことが要因の一つと考えられます。また、全国学校図書館協議会が令和5年度(2023年度)に実施した「第68回学校読書調査」、文部科学省が毎年度実施する「全国学力・学習状況調査(令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度))」において、不読者(5月の1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒)の割合が若干減少した例もありますが、依然全国的に読書率は低い状況であると考えられます。

「セカンドブック事業」は、平成29年度(2017年度)の事業開始から徐々に配付率を伸ばしてきましたが、令和2年度(2020年度)以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来館が困難であったことなどが影響し、配付率が減少しました。

また令和5年(2023年)3月には国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。同計画の基本方針に新たに示された「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を踏まえ、本市においても、事業推進と並行して新たな計画の策定作業を進めていきます。

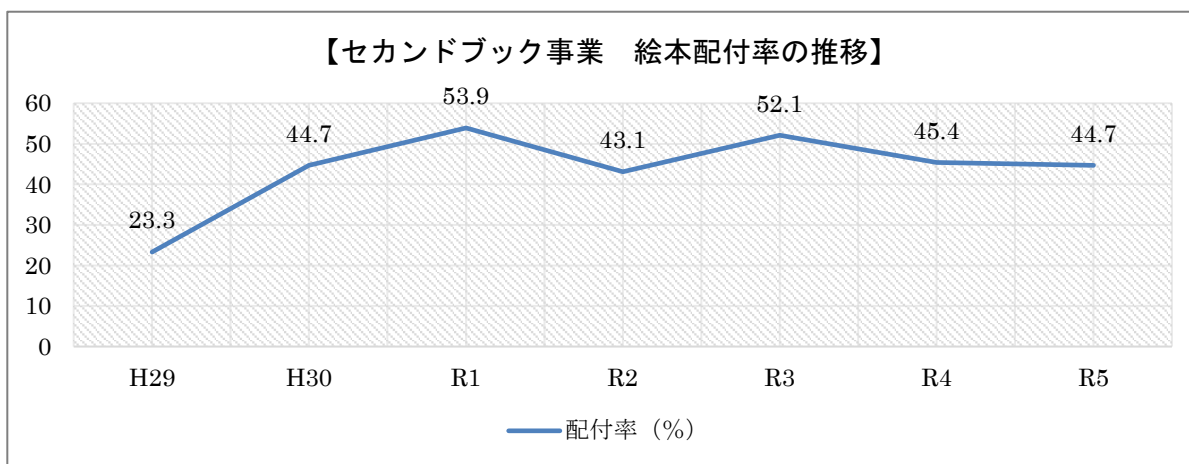
項目	対象者	平成29年度 (2017年度)	令和4年度 (2022年度)
読書が好きな子供の割合	小学生	89.8%	87.6%
	中学生	82.6%	77.0%
	高校生	67.8%	67.1%
1か月に読んだ本が 0冊の子供の割合	小学生	2.9%	4.3%
	中学生	8.6%	17.1%
	高校生	51.1%	47.9%

※船橋市子供の読書に関するアンケート調査(平成29年度(2017年度)・令和4年度(2022年度))の結果

基本方針1 生涯学習の推進を図ります
 推進目標4 読書活動の推進

項目		対象者	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1か月に読んだ本が 0冊の子供の割合	全国	小学生	26.3%	24.5%
		中学生	39.0%	36.8%
	本市	小学生	23.6%	21.4%
		中学生	37.5%	35.2%

※全国学力・学習状況調査（令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)）の結果



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状 (評価年度)	目標(R11)
船橋市子供の読書活動推進計画に基づく事業 (西図書館)	第三次船橋市子供の読書活動推進計画に基づき、学校、保育園、児童ホーム等の施設と連携して、乳幼児や小学生向けの事業の実施、ヤングアダルトサービス ⁶ の充実、子供の読書に関わる大人向けの事業の実施等、年齢に応じた読書活動の推進に取り組む。	小学生 中学生の不読率 (1か月に1冊も本を読まない児童生徒)	小学生 21.4% (R5) 中学生 35.2% (R5)	小学生 0% 中学生 0%

6 ヤングアダルトサービス：中学生や高校生など、10代の利用者に対する図書館サービスをヤングアダルト（YA）サービスという。船橋市図書館ではYAコーナーを設置。テーマに沿ったおすすめ本を紹介し、YAコミュニケーションボードで情報交換の場の提供等を行っている。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			セカンドブック事業 (西図書館)	より多くの本と出会う機会を提供するため、1歳6か月児健康診査を受診した子供に図書館や公民館図書室等で絵本を1冊手渡し、来館やおはなし会への参加を促す。

施策2 図書館サービスの推進

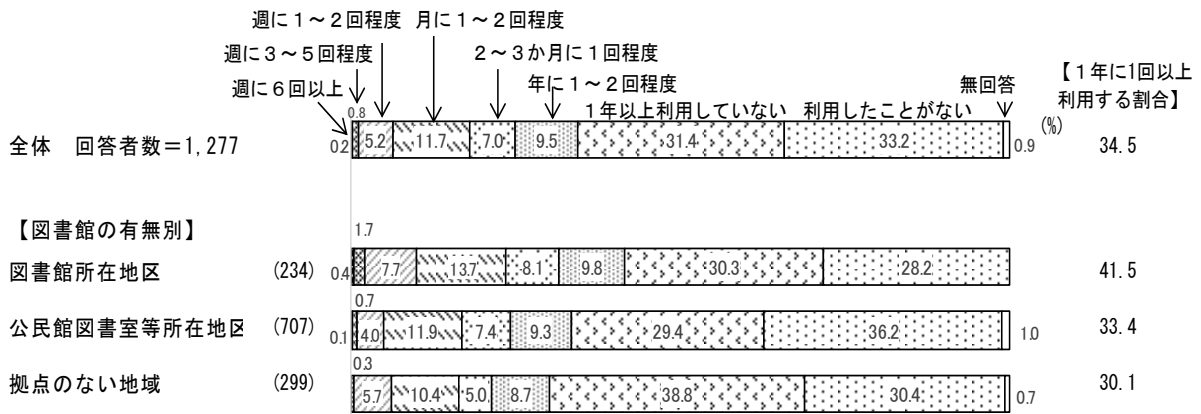
本市の図書館は、令和4年度(2022年度)に「第二次船橋市図書館サービス推進計画(以下「サービス推進計画」という。)を策定しました。サービス推進計画では船橋市図書館の目指すべき図書館像(グランドビジョン)として、『市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える地域の情報拠点』を掲げ、読書の楽しさを伝え、市民の課題解決をサポートするとともに、誰にとっても居心地の良い図書館を目指し図書館サービスを推進しています。

令和元年度(2019年度)実施の船橋市図書館サービスに関する市民意識調査では、「図書館・公民館図書室等の利用頻度(1年に1回以上利用していると回答した割合)」が前回調査(平成22年(2010年))と比較して0.4ポイント上昇しています(34.1%→34.5%)。利用しない理由としては「読みたい本は自分で購入する」が最も高く、前回上位だった「図書館、公民館図書室等まで遠い」(31.5%→28.2%)、「どこにあるかを知らない」(27.9%→13.9%)「開館時間、開館日に利用できない」(18.7%→15.4%)のポイントは下がっており、図書館サービスネットワークの拡充等による効果があったと考えられます。一方で、「図書館のサービスの認知、利用経験」では、「読書相談や調べ物の相談」「オンラインデータベース(新聞・法律・官報)」などの課題解決支援サービスや、郷土資料をデジタル化し公開している「船橋市デジタルミュージアム」についての認知度は40%を下回っており、サービスの認知度が課題と考えられます。

また、新規利用者数は令和2年(2020年)から流行した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一旦減少しましたが現在は回復傾向にあります。貸出者数についても令和2年度(2020年度)は減少しましたが、令和4年度(2022年度)には減少前ピークの平成30年度(2018年度)の水準までほぼ回復しています(令和5年度(2023年度)は中央図書館が7か月休館した影響等を受け減少)。

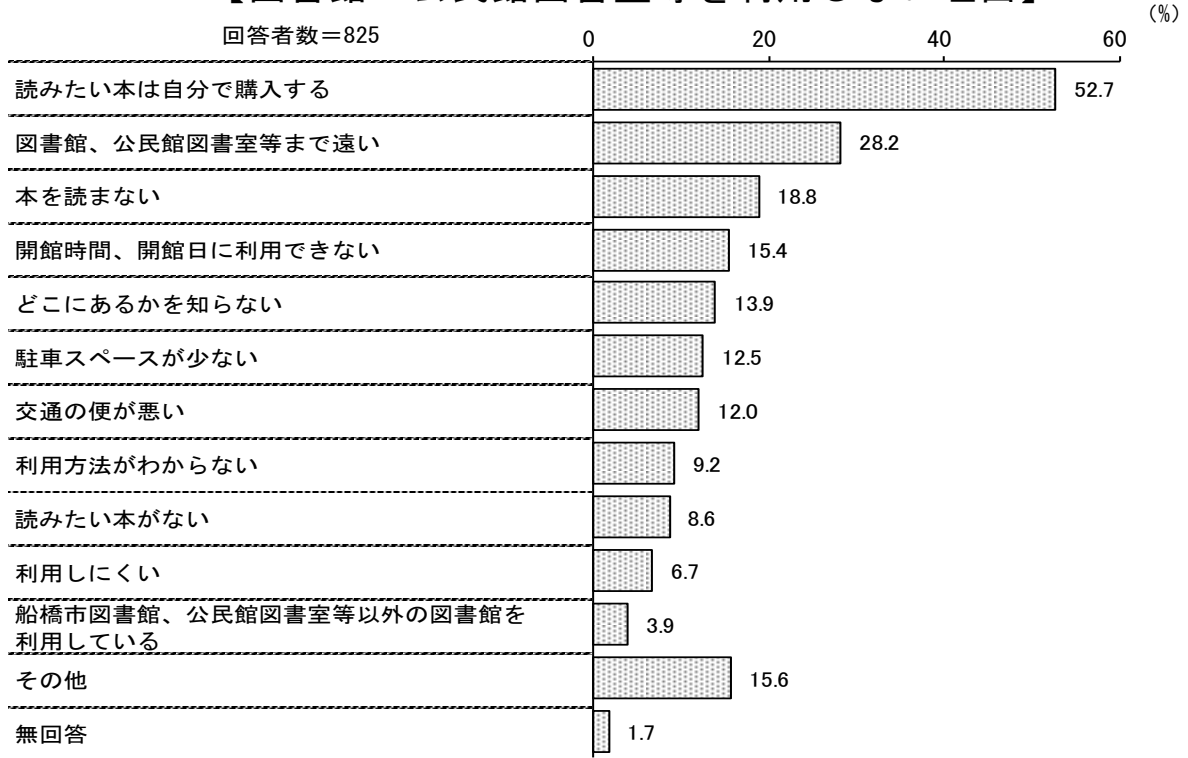
今後は課題解決支援サービスの強化等様々な利用者に対応したサービスを進めていくとともに、既存のサービスをより知っていただき、図書館や公民館図書室等の利用に繋がっていく必要があります。

【図書館・公民館図書室等の利用頻度】

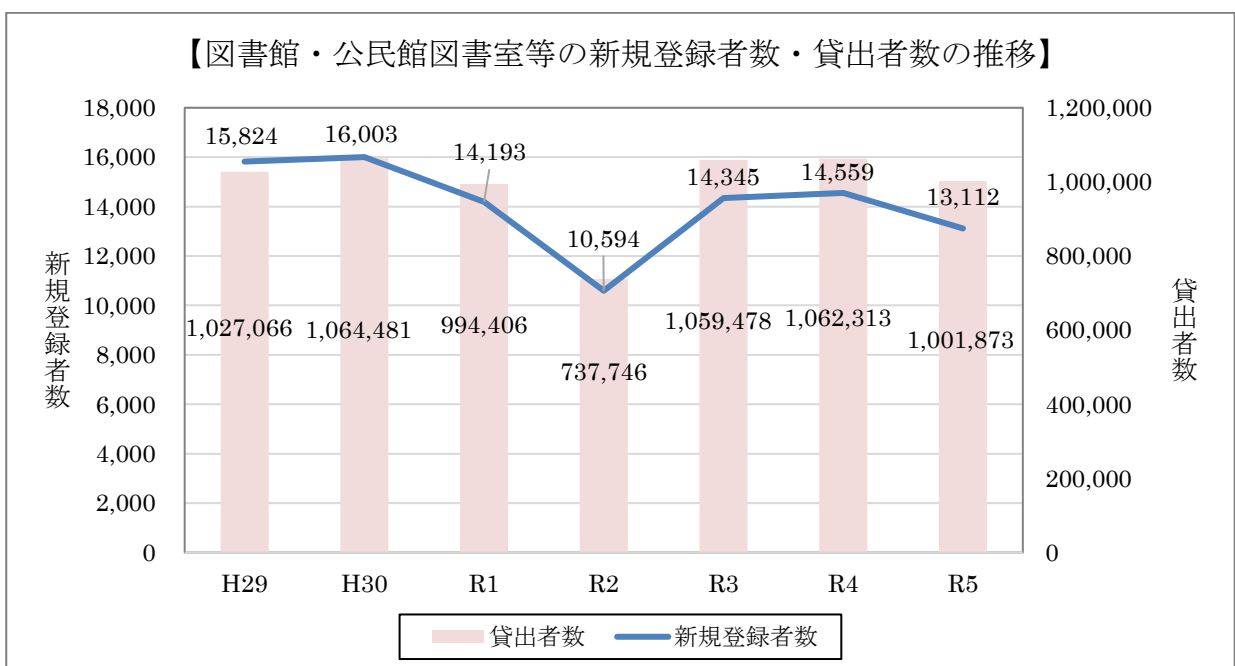
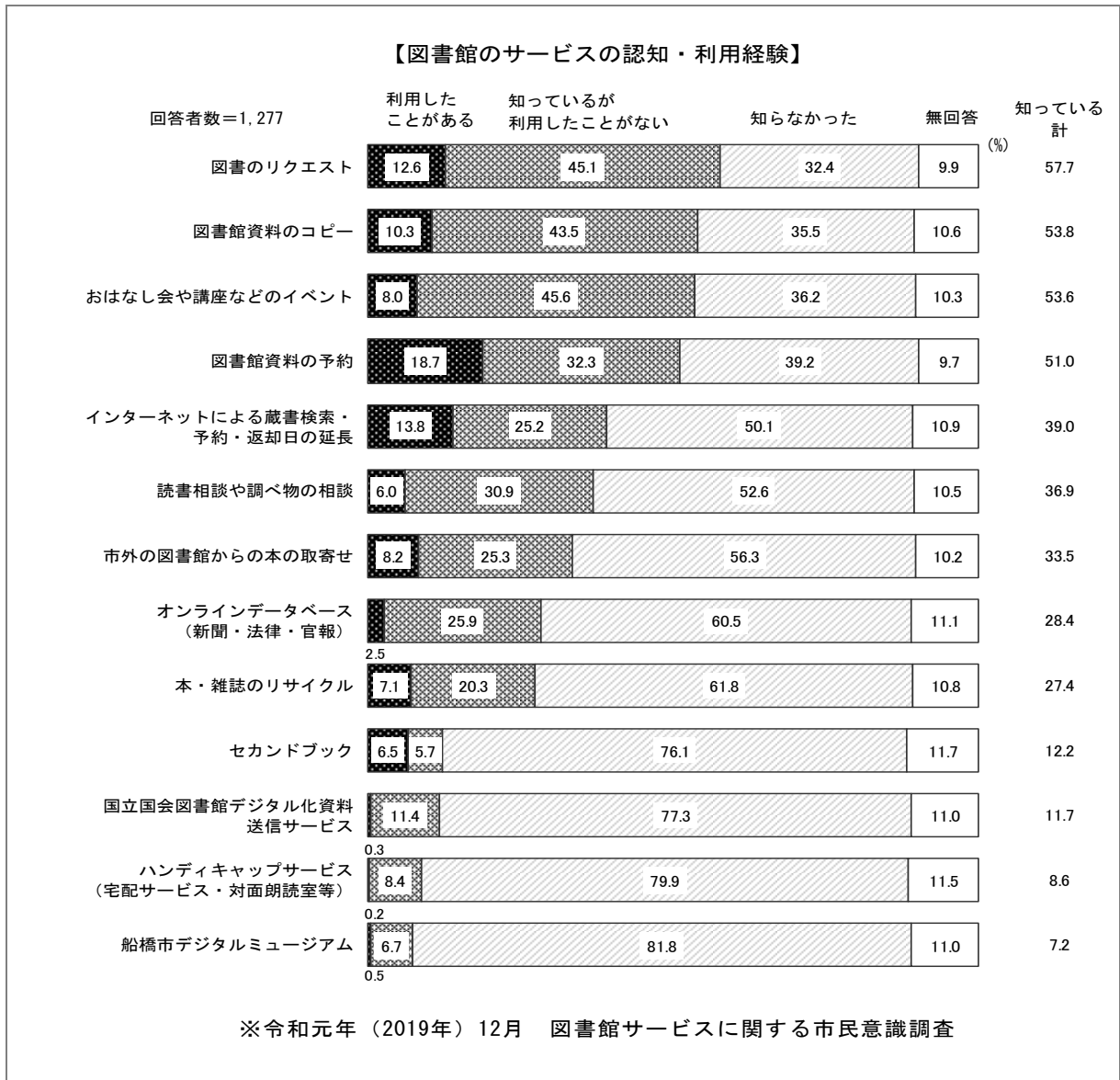


※令和元年（2019年）12月 図書館サービスに関する市民意識調査

【図書館・公民館図書室等を利用しない理由】



※令和元年（2019年）12月 図書館サービスに関する市民意識調査



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R11)
			(評価年度)	
図書館サービスの 推進 (西図書館)	市民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した図書館運営を目指し、「市民の『読みたい・調べたい・学びたい』」に答える地域の情報拠点」を船橋市図書館の目指すべき図書館像として掲げ、図書館サービスを推進する。	年間の図書館・公民館図書室等の貸出者数	1,001,873人 (R5)	1,083,000人
課題解決支援サービスの周知 (西図書館)	市民が多様な手段で情報にアクセスできるよう、レファレンスサービス ⁷ の周知とともにデータベースの利用方法についての講座を開催するほか、市民のニーズを把握し、各図書館で課題解決支援講座を開催し利用に繋げる。	課題解決支援講座参加者の満足度	89.4% (R5)	90.0%

7 レファレンスサービス：図書館利用者の調査研究課題に対して、適切な資料・情報を紹介し、課題解決を助けるサービス。

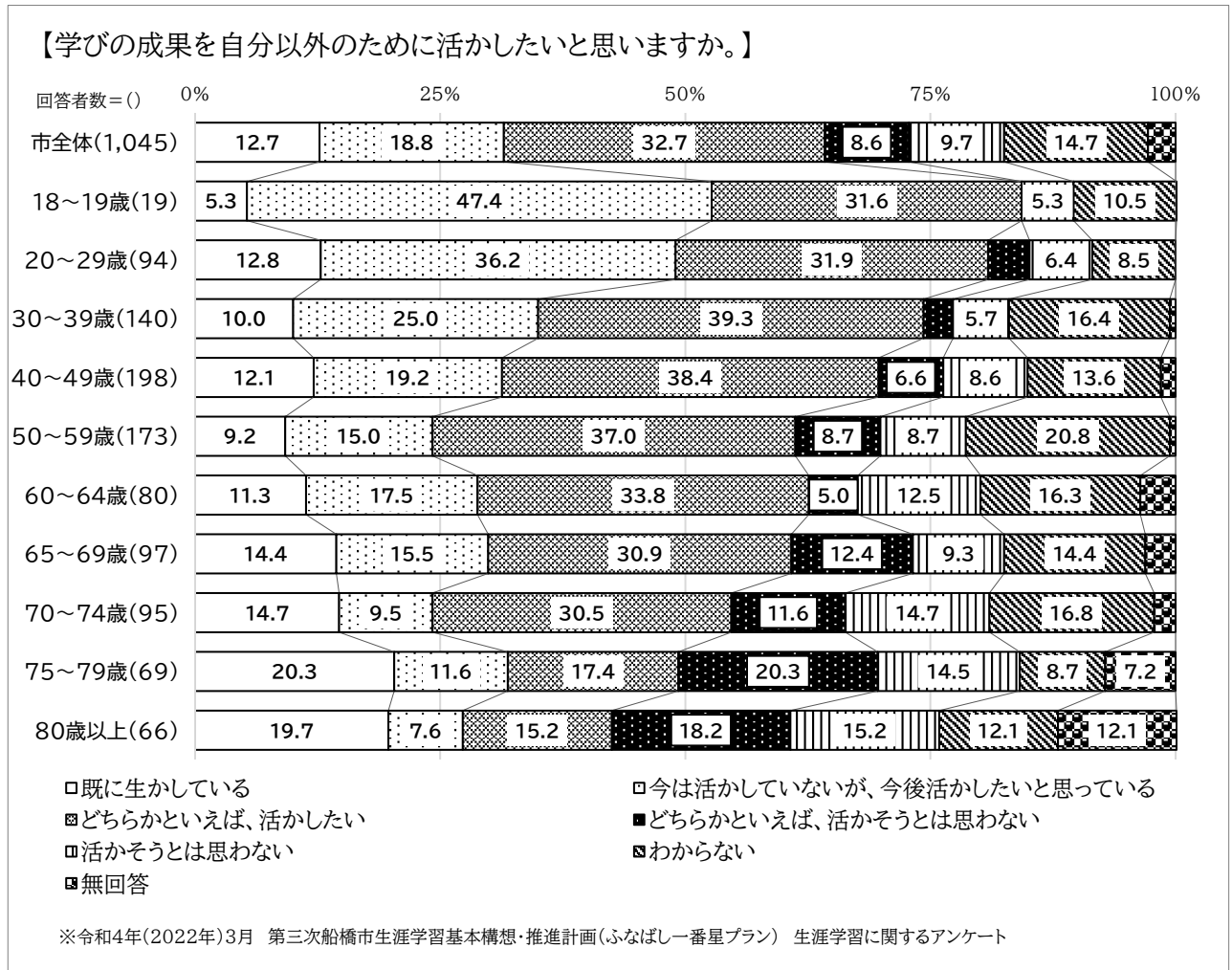
推進目標5 生涯活躍できる環境の充実

施策1 市民の参加や協働の推進

本市では、地域で活動する市民と市が協働した生涯学習事業のほか、公民館や図書館等、身近な場所で市民主体の文化活動が盛んに行われています。

令和4年(2022年)3月に施行された「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」の「生涯学習に関するアンケート」では、学びの成果を自分以外のために活かしたい割合は「どちらかといえば、活かしたい」(32.7%)と「今は活かしていないが、今後活かしたいと思っている」(18.8%)を合わせて51.5%と高く、これから活かす機会を求めている割合が高いといえます。また、学びの成果を自分以外のために活かす時に必要なことでは、「知識・技能や経験を活かしたい人と活動の場を結ぶ役割の充実」(35.3%)が高く、活躍する場や機会の提供が課題といえます。

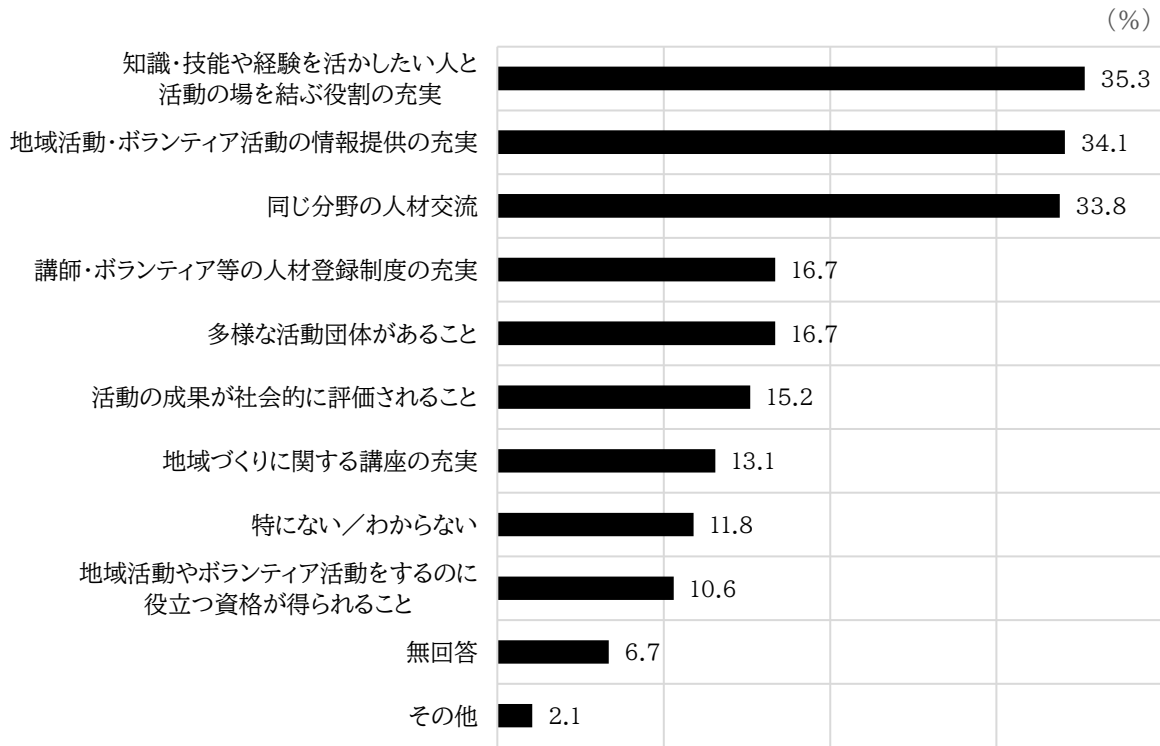
市民が積極的に学びの成果を発揮できるよう、生涯学習事業や文化活動の機会を多く提供することで、市民の参加や協働を進めます。



基本方針 1 生涯学習の推進を図ります
 推進目標 5 生涯活躍できる環境の充実

【学びの成果を自分以外のために活かそうとする時、必要なことは何だと思えますか。(複数回答)】

回答者数=671



※令和4年(2022年)3月 第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン) 生涯学習に関するアンケート

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
地域課題発見・解決事業 (公民館)	市民の持つ知識や経験を活かして、地域の抱える諸課題解決のための講座や集会活動を提案・共催し、地域力の向上と地域活動団体の育成を図り、今後、NPO や大学、企業などとの連携を促進し、事業の推進を図ります。	実施事業数	—	15 事業
市民主体の音楽文化の振興 (文化課)	市民の音楽活動が盛んであることを生かし、市民ボランティアが主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばしミュージックストリート」を開催し、音楽文化の振興を図る。	ふなばしミュージックストリート ①実行委員の人数 ②ボランティアの人数	①32人 (R6) ②104人 (2日間) (R6)	①30人 ②60人 (1日あたり)

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			15回 (R5)	16回

施策 2 地域で活躍できる人材の育成

情報化やグローバル化の進展、平均寿命の伸長などを背景に学習ニーズが多様化していることから、社会の変化に対応した豊かで活力のある生涯学習社会を実現するため、学習機会の充実を図り、学んだ成果を地域や社会での活動に活かすことができる人材や団体を育成し、活躍できる環境づくりを目指します。

ふなばし市民大学校では、自分に合ったボランティア活動につながる知識や技術の習得を目指す「まちづくり学部」と授業やクラスでの活動をとおして、知識を共有した仲間との関係づくりを行う「いきいき学部」を設置し、生涯学び活躍できる環境づくりを行っています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			①91.4% (R5) ②95% (R5)	①100% ②100%

ふなばし市民大学校での授業風景



基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります

推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、
地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

3.基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります

推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる
体制の構築

施策1 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

子供たちを取り巻く環境が複雑化・多様化している現状があり、学校だけではなく、社会全体での教育の実現が不可欠です。また、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対しても、学校と地域が連携・協働して対応することが求められています。その実現のために、学校と地域が目標や課題を共有し、協議する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を令和4年度（2022年度）から開始し、令和6年度（2024年度）に全ての学校で導入されました。学校と地域が一緒になり、子供の教育に取り組むことで、「地域とともにある学校づくり」「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。

これに合わせて、平成21年度（2009年度）から行っていた学校支援地域本部を変更し、地域学校協働活動を開始しました。教育委員会が地域学校協働活動推進員⁸を各学校単位で委嘱し、推進員を中心に地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みを作っていきます。

地域全体で学校を支援していく体制づくりを推進し、地域の教育力が向上することを目指して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組める体制を整備するとともに、子供たちの体験・交流活動及び青少年健全育成の推進を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R11)
			(評価年度)	
地域学校協働活動 (青少年課)	各学校単位に地域学校協働活動推進員を1人ずつ委嘱し、地域と学校が協働する体制を整備する。また、その活動に必要な消耗品の購入等を行う。	協働活動を実施したことで学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合	—	100%

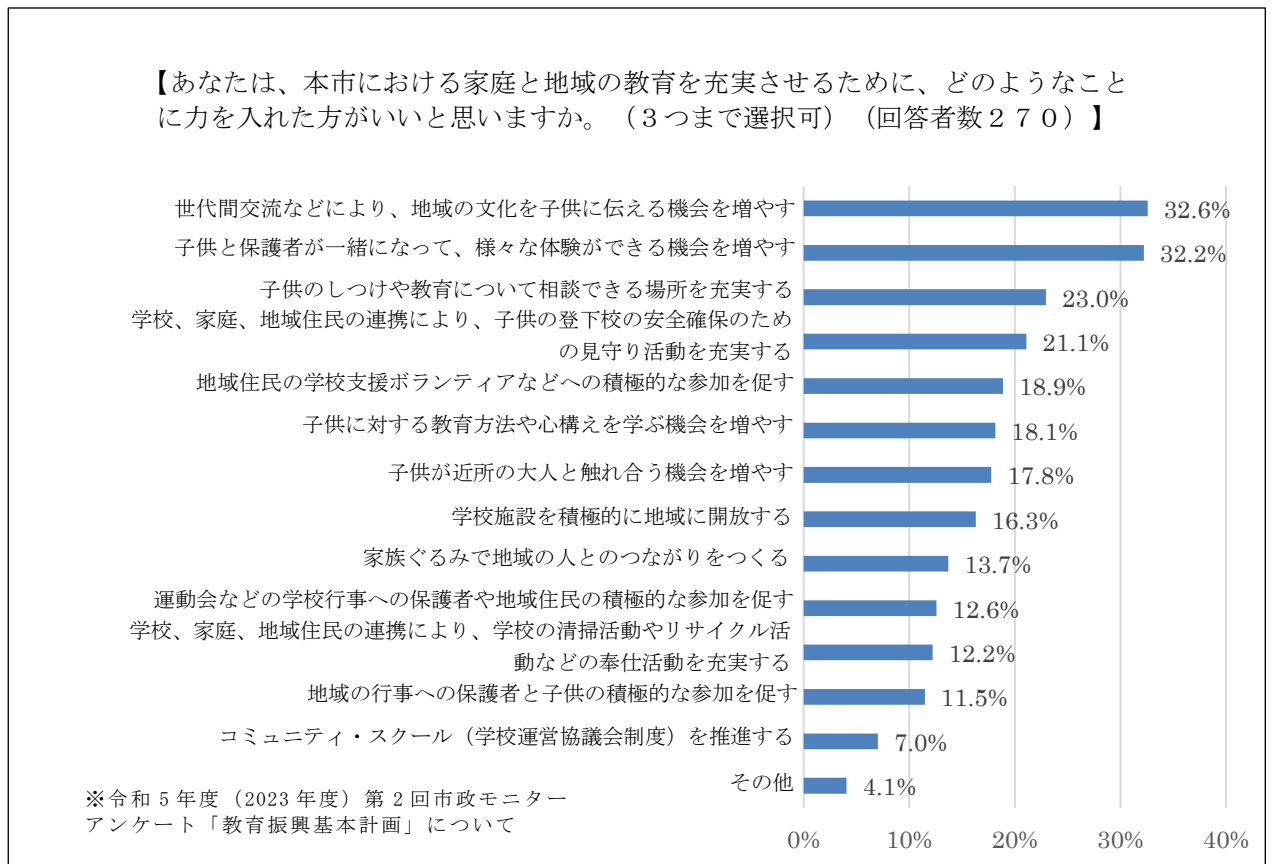
8 地域学校協働活動推進員：社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する者であり、地域と学校とをつなぐコーディネーターとしての役割を担う。

施策2 子供たちの体験・交流活動などの推進

情報化、グローバル化、少子高齢化の急激な進行や、新型コロナウイルス感染症の影響など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、集団生活や異年齢交流など子供たちの様々な体験・交流活動の機会が減少しています。

また、地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子供たちの健やかな成長に重要な役割を有しています。令和5年度(2023年度)第2回市政モニターアンケートでも、「世代間交流などにより、地域の文化を子供に伝える機会を増やす」や「子供と保護者が一緒になって、様々な体験ができる機会を増やす」ことに力を入れた方がいいとする意見が多く見られました。

このことから、子供たちが心身とも明るくたくましく成長することを目的に、家庭・学校・地域・行政機関が密接な連携のもと協働で自然体験・交流活動・放課後等の居場所の確保などを総合的に実施します。



基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります
 推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、
 地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			1,047回 (R5)	2,888回
放課後子供教室推進事業 (青少年課)	心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、小学校の余裕スペース等を活用して、子供たちの活動拠点を確保し、放課後等における様々な体験活動や交流活動を支援する。	年間ボランティア延活動回数		
ハッピーサタデー事業 (公民館)	千葉県「少年の日」(毎月第3土曜日)に併せ、行政と地域の団体や地域住民たちが連携を図り、公民館等において子供たちがスポーツや文化活動に親しめる事業を実施する。	年間延参加人数	59,238人 (R5)	75,000人

放課後子供教室における体験活動



施策3 青少年健全育成の推進

少子高齢化、家族形態の変容、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等を背景として、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化が見られます。令和2年度(2020年度)から新型コロナウイルス感染症が流行し、青少年団体、青少年育成団体及び青少年相談員⁹等の活動が制限され事業の実施ができなかったことや、スマートフォンを持つ小・中学生が増えたことにより、主要な交流の場がSNS等のインターネットを介した場に遷移していることも地域社会とのつながりの希薄化の要因の一つと考えられます。

今後は、青少年の健全育成を目的に行政と新型コロナウイルス感染症発生前の活動に戻りつつある市内の青少年団体、青少年相談員、青少年育成団体、青少年補導委員¹⁰等との協働により、少年少女交歓大会や青少年キャンプの実施など青少年健全育成事業を行っていくとともに、青少年健全育成活動を行っている団体に対する支援を行い、その団体の活動に参加する子供や保護者等、地域住民に青少年健全育成活動に関心をもってもらい、地域の子供を地域全体で育てるという意識を高め、青少年健全育成を推進します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
青少年相談員の活動 (青少年課)	青少年の健全育成を推進するため、青少年相談員が主催事業として「青少年キャンプ」や「つどい大会」を実施するほか、「少年少女交歓大会」や地域のイベントに協力する。	年間延参加人数	20,832人 (R5)	25,000人
街頭補導活動 (青少年センター)	青少年の非行の早期発見、未然防止を目的に、毎月市内6地域のセンター補導 ¹¹ と市内12地区の地区補導 ¹² を実施する。	年間延補導従事者数	2,152人 (R5)	3,200人

9 青少年相談員：青少年の健全育成を推進するために、船橋市長及び千葉県知事から委嘱を受けて、青少年の野外活動、健康、体力づくりの促進、地域での青少年活動を行う制度ボランティアのこと。

10 青少年補導委員：青少年非行の早期発見・未然防止のため、主たる業務である街頭補導活動に組織的・計画的に従事するほか、地域における青少年非行の情報収集・連絡を行う。

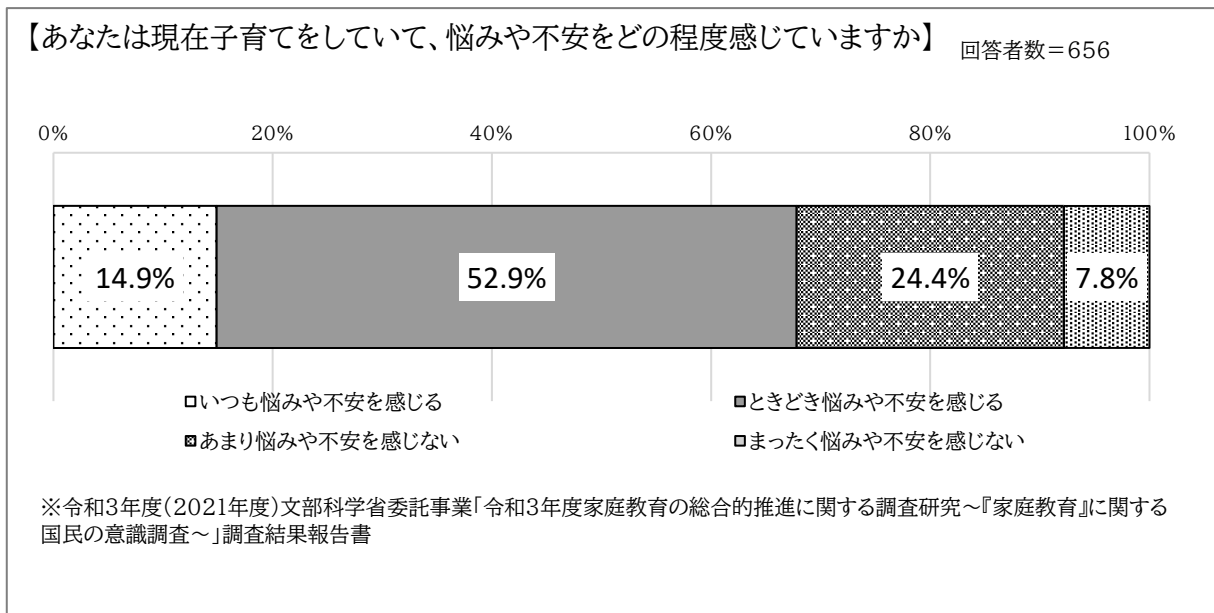
11 センター補導：青少年センター職員が実施する街頭補導。

12 地区補導：青少年補導委員が地区別に実施する街頭補導。

推進目標2 子育て支援と家庭の教育力の向上

施策1 家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供

子供が健全に成長する上で保護者が担う役割は重要です。しかしながら、社会や経済の急激な変化や、家庭を取り巻く環境についても大きく変化しており、子育てについての悩みや不安を持つ保護者も多くいます。令和3年度(2021年度)文部科学省委託事業による調査では、子育ての悩みや不安がある家庭が約68%を占めており、その解消が課題となっています。今後も関係機関や地域団体と連携し、家庭教育に関する講座、講演会などの学習機会の提供や、子育てに関する様々な情報提供を行うことで、家庭教育支援に取り組みます。

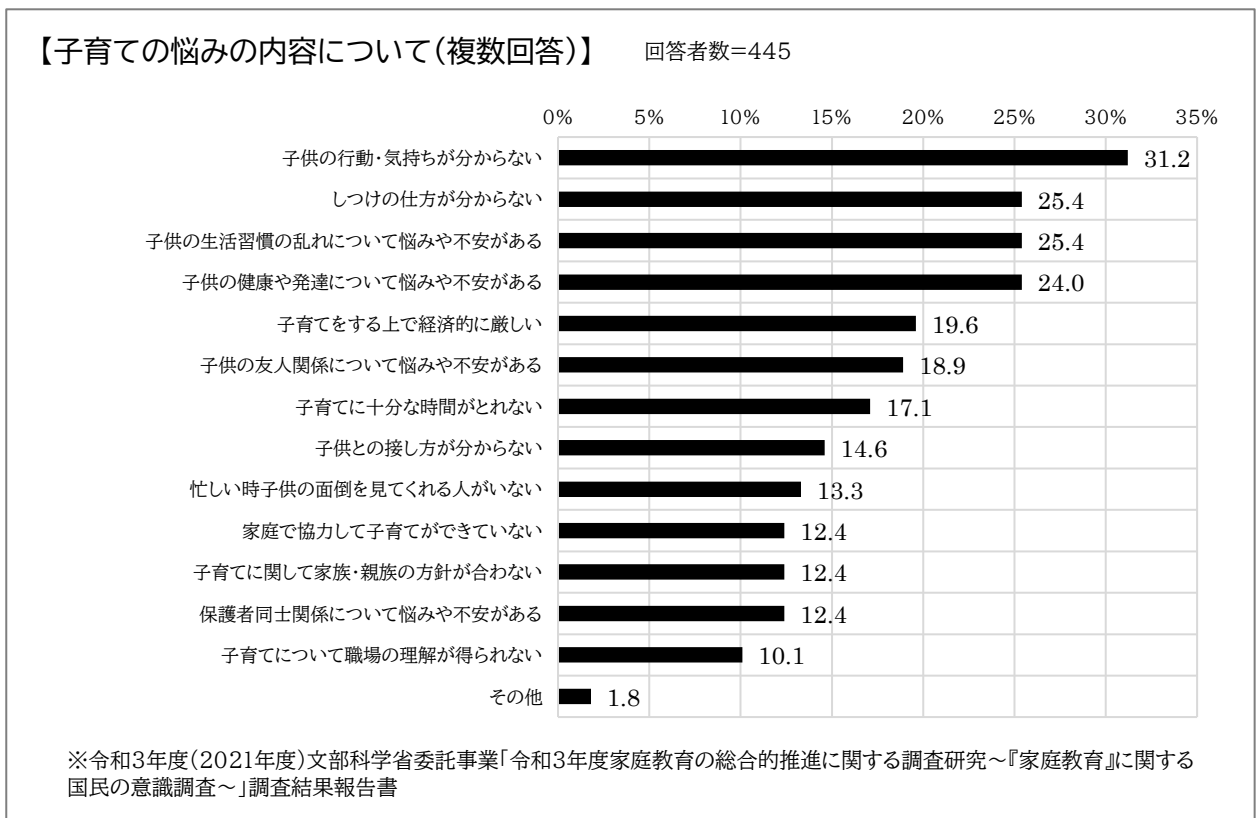


【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			83件 (R5)	110件
家庭教育に関する情報の提供 (公民館)	福祉部門やその他関係機関と連携し、家庭教育に関する情報の集約と発信方法の充実を図る。	家庭教育に関する講座、講演会の実施件数		
家庭教育セミナー (公民館)	家庭の教育力向上を図るため、市内小・中・特別支援学校のPTAと協働で家庭教育に関する学習機会と情報を提供する。	参加者の満足度	99% (R5)	100%

施策 2 幼児期の教育支援の充実

社会や経済の急激な変化や、家庭を取り巻く環境についても大きく変化しており、子育てについて悩みを抱える家庭が多くあります。令和3年度(2021年度)文部科学省委託事業による調査では、子育ての悩みの内容として、「子供の行動・気持ちが分からない」が一番多く31%を超え、次に「しつけの仕方が分からない」、「子供の生活習慣の乱れについて悩みや不安がある」が各25%を超えるなど、子供への理解や接し方が分からない家庭が多いことが課題と言えます。今後も関係機関・地域団体と連携し、幼児期からの発達段階に応じた子育てに関する学習や、親子のふれあい、子育てに関する相談、親同士の交流など様々な機会を提供することで、子育て世代を支援していきます。



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
			13 事業 (R5)	20 事業

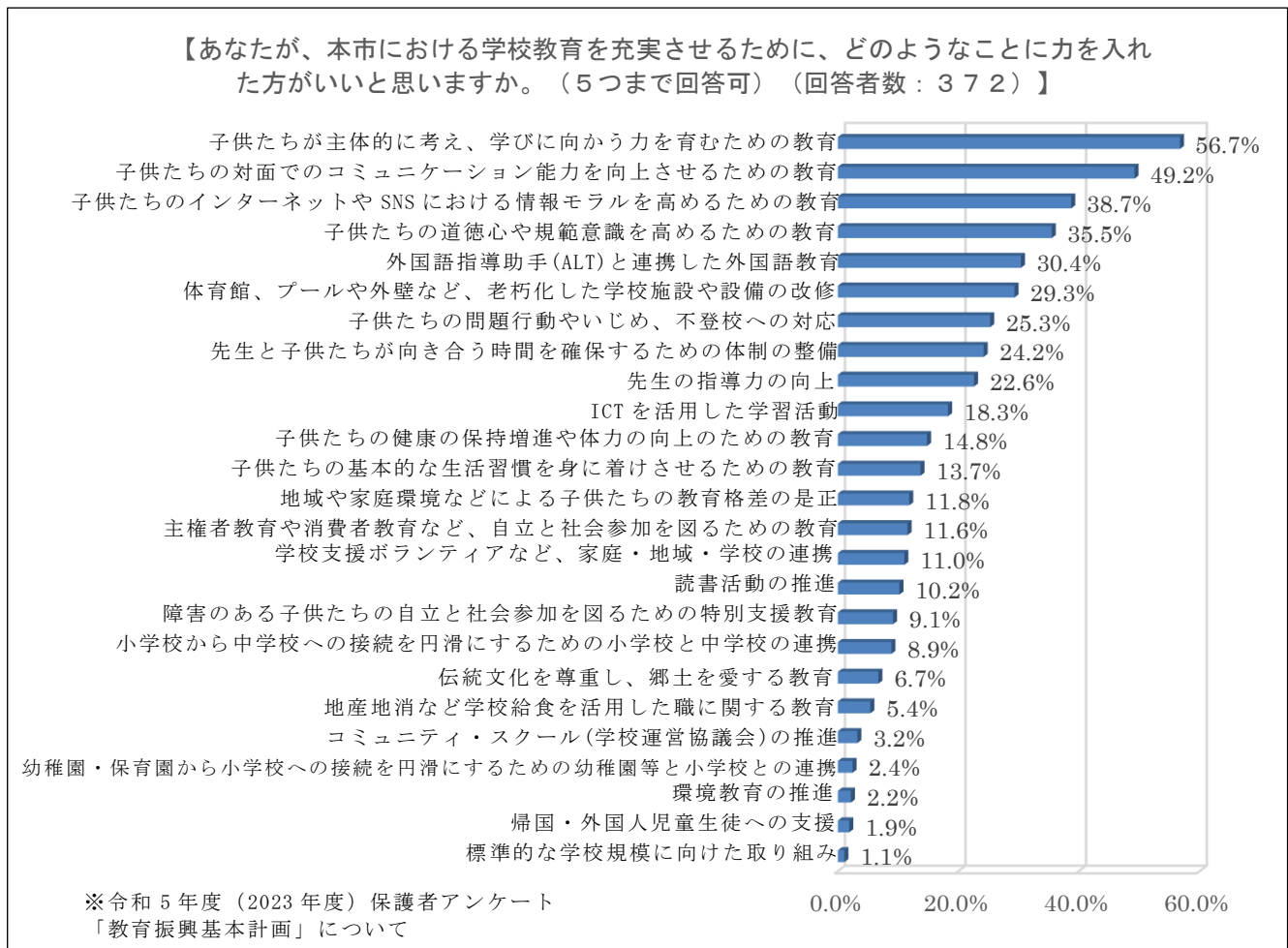
4.基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

推進目標1 学習指導の改善による学力の向上

施策1 「わかる授業」の推進

教育振興基本計画に関する保護者アンケートでは、「子供たちが主体的に考え、学びに向かう力を育むための教育」に力を入れるべきとの回答が56.7%と最も多くなっています。

児童生徒が主体的に学習に取り組み、わかる喜びや達成感を味わえる授業を展開するため、指導主事¹³が各学校の研修会や授業研究に参加し、教員の指導力向上を図っています。特に、「確かな学力の向上」や「現代的教育課題」等を研究課題として研究学校¹⁴を指定し、学校訪問¹⁵や要請訪問¹⁶等で指導助言を行っています。これらの研究学校等の研究を充実させるとともに、その成果を踏まえ、各学校で児童生徒の実態に即した授業を推進することが課題です。



13 指導主事：学校教育に関する専門的事項(教育課程・学習指導等)についての識見を有する教育委員会職員。

14 研究学校：現代的教育課題について学校内で研究及び検証をすることを船橋市教育委員会が委託した学校。

15 学校訪問：県教育委員会と船橋市教育委員会が合同で学校を訪問し、学校経営や授業、施設の状況を参観し指導助言をすること。

16 要請訪問：各学校からの要請に応じて船橋市教育委員会の指導主事が学校を訪問し、授業に関する指導助言や、校内の研究に対して支援援助をすること。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
			授業研究の奨励 (指導課)	学校訪問や要請訪問を通して、校内研究体制の整備と授業研究の実施を奨励するとともに、指導主事を派遣して、若年層教員の能力や適性に応じた指導・助言を行い、授業力の向上を図る。

施策2 一人一人に応じたきめ細かい授業の推進

令和3年度（2021年度）より1人1台端末の使用が始まりました。1人1台端末の活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、子供たち一人一人のニーズに応じた教育、より効果的な学びが提供されます。自らのペースで学びながら、他者との協働により、社会性やコミュニケーション能力を育んでいきます。

また、市立の小学校（必要に応じて中学校）に授業の支援を行うために、教職を目指す大学生や地域人材等を学習サポーターとして派遣し、一人一人に応じたきめ細かい授業を推進しています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
			学習サポーター派遣事業 (指導課)	子供たち一人一人の個に応じた学習支援や教育活動全般に関する指導援助を行うために、協力大学と連携し、教員志望の意欲ある学生等を学習サポーターとして市立小学校に配置する。

施策3 主体的な学習活動¹⁷の奨励

「令和の日本型学校教育¹⁸」では、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行っていくことが、社会の持続的な発展を生み出す人材養成に不可欠とされています。子供たちが主体となって、他者との協働や課題解決型学習などを通じて、深い学びにつながるよう、要請訪問や学校訪問を通じて指導・助言を行っています。

児童生徒の主体的な学習活動を発表できる場として、社会現象に関する調査研究や科学研究などを論文・工夫作品としてまとめる活動を奨励し、思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。また、総合教育センターで開催される船橋市教育フェスティバルにおいて作品展を実施し、社会科、理科学習への興味関心を高めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
社会科作品展 (総合教育センター)	市立小・中・特別支援学校の児童生徒を対象とした「社会科作品展」を開催する。また、出品作品等を載せた社会科作品集を作成する。	出品校数	81校 (R5)	全校
科学論文・工夫作品展 (総合教育センター)	市立小・中・特別支援学校の児童生徒を対象とした「児童生徒科学論文・工夫作品展」を開催する。また出品作品等を載せた作品集を作成する。	出品校数	80校 (R5)	全校

社会科作品展



科学論文・工夫作品展



17 主体的な学習活動：文部科学省が学習指導要領等で示している「主体的・対話的で深い学び」における「主体的な学び」（学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び）を実現するための学習活動。

18 令和の日本型学校教育：2021年1月に中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～で登場した言葉。誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成をめざし、そのツールとしてのICTを基盤としながら「日本型学校教育（学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む教育）」を発展させる、2020年代を通じて目指す学校教育の姿。

推進目標 2 今日の教育課題に対応する教育の推進

施策 1 国語教育の充実

国語力向上推進委員会を設置し、国語力向上と読書活動の振興を図っています。

OECD¹⁹の PISA 調査²⁰によると、読書量が多い生徒ほど読解力の得点が高いという結果が示されており、国語力の向上と読書活動の振興は密接な関係にあります。国語力向上推進については、船橋版漢字検定「いいかんじ」や児童生徒に古文・漢文、俳句・短歌・百人一首、唱歌や近代文学の冒頭部分を暗唱するための資料「暗唱のすすめ」を作成し、船橋市こどもホームページに掲載しています。読書活動の振興については、市立小・中学校の学校図書館での総貸出冊数の目標を毎年設定し、読書量の向上を図っています。また、学校全体で取り組むことのできる図書紹介カード「ふなばし『本の虫』」²¹を作成し、多くの学校で活用されています。ICT 機器の整備等、子供たちの学習環境の変化にも対応した資料の作成や活用の推進が課題であり、今後は、国語教育充実のための資料作成や活用方法の研究等に引き続き取り組むとともに、各校への周知と活用の推進を図っていきます。

現在、市立小・中・特別支援・高等学校に学校司書を配置し、小・中・特別支援学校では学校図書標準を全校で達成し充実した蔵書数を維持するなど、学校図書館活用の推進を図っています。図書物流システムについては、現在、学校図書館と公立図書館をオンラインで結び、各学校図書館及び公立図書館4館の蔵書の相互貸借を毎週1回実施しています。学校図書館の利活用による読書活動の推進については、教職員のさらなる意識の向上が必要です。今後は、「第三次船橋市子供の読書活動推進計画」を推進しながら成果と課題を明らかにするとともに、実践例等、具体的な活用の方法を示すことで、更なる国語教育の充実を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R11)
			(評価年度)	
国語力向上推進 (指導課)	国語力向上推進委員会において、各学校における読書活動の振興を図り、国語教育の充実と児童生徒の国語力の向上を図る。	学校図書館の総貸出冊数	370万冊 (R5)	450万冊

19 OECD(経済協力開発機構):自由主義経済発展のために協力することを目的に1961年に設立された国際機関。

20 PISA調査:OECD加盟国の義務教育終了段階の15歳児を対象に、2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施。

21 ふなばし「本の虫」:各学校における学校図書館利活用の推進と読書指導の充実を目的として児童生徒及び教職員が活用できる図書のおすすめカード。

基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります
 推進目標2 今日的な教育課題に対応する教育の推進



「いいかんじ」認定証



ふなばし『本の虫』

施策2 小中連携英語教育の推進

市立小学校を教育課程特例校²²として第1学年から第6学年まで英語の授業を実施しています。中学校においては、小学校の学習事項を生かして「聞く力」・「話す力」を更に伸ばすとともに、「読む力」・「書く力」の指導にも力を入れ、総合的な英語力の向上を図っています。また、小中合同で行う研修会では、授業で取り組んだ言語活動や学校間（小学校同士や小中学校）でのオンライン交流会など、様々な場面の授業動画を視聴する研修を行ったことで、授業の幅が広がり授業力の向上につながりました。今後も、学習指導要領に沿いながら、各小・中学校の実態に即して、「聞く力」・「話す力」・「読む力」・「書く力」のバランスのとれた英語力向上を目指し、指導方法の工夫・改善を進めていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			(評価年度)	目標(R11)
小中連携英語教育の推進 (指導課)	各中学校区を中心として英語指導に関する情報交換や協議を行うことにより、小中連携を深め、9年間の英語教育の一層の充実を図る。	研修の満足度	89% (R5)	100%

22 教育課程特例校：学校教育法施行規則第55条の2に基づき、文部科学大臣が指定する学校。学習指導要領等によらない教育課程を編成、実施できる。

施策3 理数教育の充実

児童生徒の理科，算数・数学に対する興味関心を高めるとともに学力を高める取組を進めています。令和4年度(2022年度)実施の全国学力・学習状況調査によれば，理科が好きな児童(小学6年生)の割合は79.7%、理科が好きな生徒(中学3年生)の割合は67.2%で、中学校は小学校に比べて低くなっています。

同調査で，理科で学習したことは将来社会に出た時に役に立つと答えた児童生徒の割合は，小学6年生で76.8%，中学3年生で73.9%と，小学校がやや高い結果となっています。この値は全国平均とほぼ同水準ではありますが，決して肯定的な回答の割合が多いとは言えません。理科の観察，実験の更なる充実と算数・数学の基礎的・基本的な知識技能を確実に身につけさせることが課題です。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
プラネタリウム学習投映 (総合教育センター)	幼稚園・保育所等を対象にした学習投映では、科学的興味関心の下地となる、夢のある、楽しい内容を提供していく。 小・中・特別支援学校を対象に、学習指導要領等に基づき、効果的な学習投映を行っていく。	利用者の満足度 (小・中・特別支援学校が対象)	100% (R5)	100% (継続実施)
「算数・数学チャレンジふなばし」の開催 (総合教育センター)	算数・数学チャレンジふなばし実施委員会において、小学6年生と中学3年生を対象とした問題を作成し、審査会を実施する。	小・中学校の参加校数	全校 (R5)	全校 (継続実施)

施策4 主権者教育の推進

主権者教育は、平成27年(2015年)10月に策定された船橋市教育大綱の留意する4つの取組の一つである「主権者教育の研究と導入」、また令和4年(2022年)1月に改定された船橋市教育大綱の留意する6つの取り組みの一つである「主権者教育の推進」として位置付けられています。

本市では主権者教育を「主権者としての自覚を培う教育」と定義付け、社会に関心を持ち、より良い社会の在り方を主体的に考え、判断し、他者と協働しながら課題を解決しようとする資質・能力を育むことを目指しています。

本市の主権者教育は、教科等の学習に租税教育や消費者教育、環境教育などを関連付けるとともに、あらゆる学校教育活動を通して実践し、主権者としての義務や権利を学びます。児童生徒の意識として、行事等に参加することは、学校や地域をよりよくすることにつながられると考えている一方で、自分から運営する立場になることへの興味・関心は高くありません。こうした現状や課題を主権者教育推進会議・主権者教育推進委員会において共有することで、さらなる推進に努めています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
主権者教育の推進 (指導課)	将来社会の中で協調し、自立できる子供を育成するため、主権者としての自覚と責任感を培う教育を推進する。	「地域や社会をよくするために何かしたいと思う」と回答する生徒の割合	73.8% (R6)	80%
主権者教育推進会議・主権者教育推進委員会 (指導課)	本市の主権者教育の現状や課題を共有するとともに、本研究の推進に資するために、学校教育部長を会長とする主権者教育推進会議、主権者教育推進委員会を開催する。また、会議内容や決定事項等を全校に周知する。	会議内容・決定事項等の通知回数	年3回 (R5)	年3回 (継続実施)

主権者教育研究
奨励校の実践



施策5 消費者教育の推進

各学校では、学習指導要領に基づき社会科、家庭科(小学校)、技術・家庭科(中学校)等の教科において発達段階に応じた消費者教育を行っています。令和3年(2022年)4月の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、消費者教育の推進が一層求められています。消費者としての望ましい在り方を追究するために、教科の学習だけではなくライフステージに応じた体系的な教育を行い、消費者としての権利や義務等を確実に身に付け、消費者市民社会の形成に参画できる子供たちの育成を目指していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			21校 (R5)	21校 (継続実施)

施策6 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する船橋市民の育成を図るために、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育の充実を図っています。

社会の国際化が進展する中で児童生徒が我が国の伝統や文化を理解するとともに、誇りを持てるようにすることが重要です。国際理解を進めるためにも、各教科等で、我が国の伝統や文化に触れる学習活動を積極的に展開します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
伝統的な言語文化に触れる活動の充実 (指導課)	古典の音読、暗唱を通して我が国の言語文化に親しみ、愛情を持って享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を育成するため、各学校の授業における「暗唱のすすめ」等の活用を図る。	小・中学校で「暗唱のすすめ」等、国語力向上推進委員会作成の資料を授業に活用した学校数	49校 (R5)	81校
伝統や文化に関する教育の充実 (文化課・郷土資料館)	国史跡取掛西貝塚などの地域の遺跡や文化財、歴史について、教育課程に基づく博物館見学や市内小・中・特別支援学校の授業への支援協力を行い、「ふるさと船橋」教育の充実を図る。	教育課程に基づく博物館見学の件数(郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館)	32校 (R5)	35校
		小・中・特別支援学校への授業協力等の件数(郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館)	14校 (R5)	15校

施策7 その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び充実

各学校では、社会科・理科・生活科・家庭科・特別活動・総合的な学習の時間²³等を活用して、教科等横断的な学習を進めています。その中で、持続可能な社会の担い手となる児童生徒の育成のために環境教育の充実を図っています。全小中学校で環境に関する内容を総合的な学習の時間に設定しているほか、環境教育のより一層の充実を図るため、令和4年度(2022年度)から小学校1校、中学校1校を環境教育の研究学校に指定し、実践研究に取り組んでいます。また、児童生徒が将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現する資質を育成するために、職業講話や職場体験を始めとしたキャリア教育を充実させるとともに、情報社会を生きていく児童生徒に必要な資質の向上、能力を育むためにプログラミング教育を推進していきます。

23 総合的な学習の時間：探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標とした学習。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
租税教育の推進 (指導課)	租税教育推進協議会が実施する租税教室、租税に関する資料の配布等に協力して市立小・中学校の租税教育の推進を図る。	租税教室を実施している割合 (小学校は全校、中学校は3年サイクル)	100% (R5)	100% (継続実施)
環境教育の推進 (指導課)	持続可能な社会の実現に向けて、主体的に参画する態度を養うために各小・中学校の総合的な学習の時間において環境について学ぶ単元 ²⁴ の設定を推奨する。また、小学校の校外学習等で「ふなばし三番瀬環境学習館」や科学館等を見学コースに設定することを推奨し、環境教育の推進を図る。	①市立小・中学校で総合的な学習の時間における環境教育に関する単元の設置している割合 ②市立小学校において校外学習等での環境教育を実施している割合	①100% (R5) ②100% (R5)	①100% (継続実施) ②100% (継続実施)
プログラミング教育の推進 (指導課)	児童生徒に情報や情報技術を問題解決の手段として活用していく資質・能力を育てるために、各学校でプログラミング教育を円滑に実施できるよう環境整備を進め、評価・見直し・改善を図られるよう指導・助言を行う。	プログラミングに関わる学習活動が指導計画に位置付けられ、学校全体として取り組んでいる割合	100% (R5)	100% (継続実施)
キャリア教育の推進 (指導課)	小学校から高等学校を通じて、学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげるために「キャリア・パスポート」 ²⁵ 活用の推進を図る。	「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の割合	小学校 82.9% (R6) 中学校 64.6% (R6)	小学校 90% 中学校 80%

24 単元：児童生徒の学習過程における一連の学習活動の「まとまり」。

25 キャリア・パスポート：小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

5.基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます

推進目標1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上

施策1 道徳教育・人権教育の推進

道徳教育においては、千葉県における道徳教育の主題「『いのち』のつながりと輝き」を踏まえ、豊かな心の育成と社会性を高める教育を推進しています。学校における道徳教育は、学校教育活動全体を通じて行われています。道徳教育の要となる道徳科の授業では、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。指導方法を工夫しながら、「体験的な学習」「問題解決的な学習」等を効果的に取り入れた「考え、議論する道徳」への授業改善を図っていくことが課題です。また、道徳の授業を家庭や地域に公開することにより、家庭や地域と連携した道徳教育を展開することを推進しています。令和5年度(2023年度)に、道徳の授業を公開した学校は、小学校で100%、中学校で88%であることから、特に中学校での授業公開を推進し、家庭や地域との連携が図られるよう努めていきます。

人権教育においては、学校教育活動全体を通して、人権感覚の育成に努め、児童生徒一人一人が一人の人間として大切にされるという実感が持てる学校づくりを推進しています。小・中学校では、「人権の花運動」「人権教室」「人権作文コンテストへの参加」の取組を通し、心豊かな児童生徒の育成を図っています。学校の実態に合った人権教育の充実に努めていくことが課題であるので、引き続き人権教育全体計画及び年間指導計画の工夫や見直しを推進していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
学校における道徳教育の実践への支援 (指導課)	学習指導要領に示された「体験的な学習」「問題解決的な学習」等を取り入れた授業改善への指導・助言と教員研修の充実に努める。	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と回答する児童生徒の割合	小学校 87.3% (R6) 中学校 92.9% (R6)	小学校 100% 中学校 100%
道徳授業の公開 (指導課)	道徳の授業を公開することにより、家庭や地域社会との連携を一層図るとともに、地域の教育力を生かし、地域ぐるみで豊かな心の育成に努める。	授業公開を行った市立小・中学校数	78校 (R5)	81校

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
			小学校 95.6% (R6) 中学校 94.9% (R6)	小学校 100% 中学校 100%

施策 2 体験活動等の推進

豊かな人間性を育み、よりよい生活を創り出していくために体験活動を充実させることは大切です。また、少子高齢化が急激に進む今後の社会において福祉教育の推進は重要だと考えられます。今後は、車椅子等の体験活動を充実させ、道徳性を養うとともに、体験的な学習活動や社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
			100% (R5)	100% (継続実施)
福祉教育の推進 (指導課)	認知症サポーター養成講座等で高齢者に対する理解を深めたり、障害者の方々との交流を行ったりする等、福祉についての学習が深まるように指導・助言に努める。	総合的な学習の時間の課題として福祉学習を取り入れている市立小・中学校の割合	92.5% (R5)	90%以上 (継続実施)

推進目標2 コミュニケーション能力と社会性の向上

施策1 人間関係づくり活動の充実

学校生活においてはいじめや暴力行為、不登校などの問題があり、家庭生活においては、子供の貧困化や少子化、習い事等による遊ぶ時間の減少や遊び場所の不足、新型コロナウイルス感染症の影響など、子供を取り巻く生活環境が大きく変化しています。

今後も各教科等に人間関係づくりのための活動を児童生徒の実態に応じて位置付けていくことを推進します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			21校 (R5)	21校 (継続実施)

施策2 話し合い活動の充実

言語は思考や判断、表現、コミュニケーション、感性・情緒等の基盤であることから学校では各教科等で言語活動を重視して授業を進めています。

教育振興基本計画に関する保護者アンケートでは、「子供たちの対面でのコミュニケーション能力を向上させるための教育」に力を入れるべきとの回答が49.2%と2番目に多くなっています（64頁のグラフ参照）。

児童生徒同士の話し合いを通しての人間関係の構築に課題が見られる現状から、特別活動等で計画している諸活動において、話し合いを中心とした言語活動の充実を図っていく必要があります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			小学校 86.1% (R6) 中学校 84.3% (R6)	小学校 90% 中学校 90%
各教科等の学習における話し合い活動の充実 (指導課)	要請訪問や学校訪問を通して、話し合い活動が適切に実施されるよう、話し合い活動の指導方法など指導・助言を行う。	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている」と回答する児童生徒の割合		

推進目標3 生徒指導の機能の向上

施策1 生徒指導体制の充実

生徒指導は、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動であり、学校の教育目標を達成する上で、重要な機能を果たすものです。生徒指導上の問題行動は低年齢化及び広域化しています。それは規範意識の低下、価値観の多様化、スマートフォンやインターネット等の情報関連機器の普及等に伴う多様な問題から生じ、その対応がますます困難になってきています。特に、いじめ、不登校対応に起因する問題はより深刻化しており、組織対応が不可欠になってきています。

生徒指導に対する教員の指導力の更なる向上と、校長を中心としたチーム学校による生徒指導体制を充実させるとともに、関係機関との適切な連携を図っていきます。

また、教育振興基本計画に関する保護者アンケートでは、「子供たちのインターネットやSNSにおける情報モラルを高めるための教育」に力を入れるべきとの回答が38.7%あり（64頁のグラフ参照）、情報モラル教育が求められています。今後も情報モラル教育を推進していくとともに、保護者と情報を共有することで、安全かつ適切に情報を活用することができるよう努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
小・中・特別支援 学校生徒指導研 修会 (総合教育センタ ー・指導課)	研究協議、情報交換、講 演会等を行い、生徒指導担 当教員の指導力向上とと もに、各学校における生徒 指導上の問題に係る取組 の充実を図る。	研修の満足度	97.4% (R5)	100%
生徒指導に関す る学校訪問 (指導課・青少年 センター)	各学校における不登校 や問題行動等の実態を把 握し、その対応及び学校体 制づくりについて協議す るとともに助言・支援を行 う。	全小学校での学 校訪問による助 言・指導回数	年2回 (R5)	年2回 (継続実施)

施策2 いじめ問題への対応

いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうる問題であることを認識し、対策を講じなければならない重要課題です。本市における小・中学校のいじめの認知件数は年々増加していますが、これは、各学校におけるアンケート調査や教育相談体制の充実など、いじめの早期発見に努め、早期対応及び早期解決に向けて各学校が取り組んでいる結果と考えられます。各学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」による効果的ないじめ問題への取組を行うとともに、児童生徒によるいじめ撲滅の取組やいじめや人権に関する教員研修を充実させることで、いじめを生まない見逃さない学校・学級風土づくりと、児童生徒がいじめを訴えやすい環境の整備と、いじめの早期解消に向けて迅速かつ組織的な対応に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			いじめ問題に関する取組の充実 (指導課)	各学校のいじめ問題に関する現状と取組状況を1期(4~7月)、2期(8~12月)、3期(1~3月)調査し、分析結果を資料とし、いじめ対応に関する助言・支援を行い、各学校の取組の充実と継続性を図る。

施策3 学校教育相談体制の充実

児童生徒の学校生活や友人関係、家庭環境等の問題が、問題行動や学校生活への不適應の原因になっていることが多くあります。児童生徒の悩みを早期に学校が把握し、対応することで、深刻な状況に陥ることなく解消することが多いことから、学校教育相談体制の整備は生徒指導を推進する上で、重要な役割を持っています。

学校における教育相談の充実、スクールカウンセラー²⁶やスクールソーシャルワーカー²⁷の配置と効果的な活用、研修会や学校訪問による教職員の資質の向上等を図り、学校教育相談体制の充実を推進します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			87.7% (R5)	100%
スクールカウンセラーの配置及び活動の充実 (指導課)	市立小・高等学校に配置しているスクールカウンセラーの活動の充実を図ることで、児童生徒が相談しやすい体制づくりを進め、各学校の教育相談体制を強化するとともに、関係機関との連携を図る。	教育相談体制の肯定的評価が80%以上の学校の割合		
スクールソーシャルワーカー配置事業 (総合教育センター)	児童生徒の抱える問題解決に向け、学校の依頼を受け、拠点校からスクールソーシャルワーカーを派遣する。	派遣申請を受理している学校を対象にしたスクールソーシャルワーカーの満足度	93% (R5)	100%

26 スクールカウンセラー：学校現場において、児童生徒及び保護者に対し、臨床心理に関する専門知識を生かした心のケアやサポートを行う専門家のこと。

27 スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

推進目標4 情操教育の充実

施策1 音楽教育の振興

本市では、多くの市民が様々な音楽イベントにおいて多様な音楽活動を市内の各所で展開しています。こうして、生涯にわたり音楽を楽しみ心豊かに生きる素地は、音楽教育によって育まれる側面が大きく、市立の各学校において、音楽科の授業や学校行事、部活動等、様々な場で音楽活動の充実が図られています。

子供たちが質の高い音楽に触れたり楽器の演奏を経験したりできる機会をつくるとともに、音楽教育に携わる教員の指導力向上を図るための研修を実施しています。これにより、音楽教育の一層の充実を目指し、本市の子供たちの豊かな情操を養います。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
楽器貸与事業 (指導課)	音楽関係の部活動が盛んで、楽器が不足している学校が多いことから、各学校からの要望に応じ、市が購入した楽器を貸与する。	希望した学校のうち貸与した学校の割合	73.1% (R5)	100%
学校音楽鑑賞事業 (指導課)	千葉県の実業により(公財)千葉交響楽団の鑑賞教室を開催し、児童生徒の感性を培い情操教育の充実を図る。	実施校数	9校 (R5)	9校 (継続実施)



貸与楽器 (法田中学校)

貸与楽器 (葛飾中学校)



施策2 文化クラブ活動の振興

市立の小・中学校では、文化クラブの活動が盛んに行われており、コンテストやコンクールなどの発表の機会を目標として設定し、日々の活動に取り組んでいます。

国、県(小学校は市も含む)が主催・共催・後援する音楽発表会、演劇発表会、英語発表会、コンクール等に出場する学校に対して補助金を交付することにより、文化クラブ活動の振興を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			文化クラブ対外 行事参加費補助 金 (指導課)	国、県(小学校は市も含む)が主催・共催・後援する音楽発表会、演劇発表会、英語発表会、コンクール等へ参加した学校に対し、補助金を交付する。

施策3 子供の読書活動の推進

本市では令和元年度(2019年度)に「第三次船橋市子供の読書活動推進計画」を策定し、「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目的として、家庭・地域・学校等で連携しながら、読書に親しむ機会の充実、読書環境の整備及び普及啓発活動の推進に努めてきました。

学校では、学校図書館運営計画を作成し、子供たちの読書指導を進めたり、幅広いジャンルから本を選び、多くの図書に触れる機会が持てるよう、学校図書館資料の充実を図ったりしています。また、子供たちの自主的な読書活動を推進していくために、図書主任や学校司書の研修を行っています。今後も、学校図書館図書標準²⁸を維持するための新たな図書の整備と、多様な子供たちに対応するための計画的な図書の更新を進めながら、子供たちの主体的な読書活動を推進していき、豊かな情操を養っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			学校図書館資料の 充実 (指導課)	子供たちが幅広いジャンルから本を選び、多くの図書に触れる機会をもてるよう、図書主任や司書教諭、学校司書を中心に学校図書館資料の充実を図る。

28 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、文部科学省が設定するもの。児童生徒数ではなく、学級数に応じて冊数は算定される。

6.基本方針5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

推進目標1 体力向上の推進

施策1 体育指導の充実

市内小・中学校の学校体育の充実と推進のため、学校体育研究校の指定を行い、研究実践・公開をはじめ、体育学習・保健体育学習及び指導者の研修会を企画運営し成果をあげています。また、研修会では、熱中症に関する内容にもふれ、児童生徒の安全面に留意するとともに、体育科・保健体育科の授業において『機能的特性²⁹を意識した、めあて学習』の実現のため、指導者の指導力向上と授業改善に向け、小・中学校要請訪問を実施し、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わえる授業の計画・展開を目指しています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
指導者研修会 (保健体育課)	4月と1月に体育主任研修会、5月に心肺蘇生法講習会、6月に運動部活動指導者研修会を実施し、教職員の資質の向上を図る。	各研修会の実施率	100% (R5)	100% (継続実施)
小・中学校要請訪問 の実施 (保健体育課)	各学校からの要請を受け、体育学習に関する指導を実施している。各校の体育科・保健体育科の指導案事前検討から、実際に展開される授業を参観し助言することで、指導方法の改善を通して授業改善を図る。同時に、指導者の資質と指導力向上を目指す。	要請訪問の実施率	74% (R5)	85%

要請訪問の様子



29 機能的特性：運動を行う者の欲求や必要を充足する機能に着目した特性であり、その運動ならではの運動の楽しさや喜びのこと。(千葉県教育委員会 令和6年度学校体育要覧)

施策 2 体力づくり活動の推進

新型コロナウイルス感染症や社会情勢等の影響により、体を動かす機会が減少したことから児童生徒の体力低下が大きな課題となっています。そのため各学校が体力向上推進委員会等の活動を充実させながら、体力向上に努めています。また、以前からあげられている、運動をする児童生徒とそうでない児童生徒の二極化が進んでいる現状を踏まえ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
市内小・中学校の体力テストと日常的な体力づくりの推進 (保健体育課)	市内小・中学校における体力テストの結果の調査・分析をし、体育主任研修会で確認するとともに、自校の数値の把握と比較を通して、各校が体力向上へ努めていけるよう促す。また、日頃から取り組める体力向上の取り組み方やポイントについても伝え、教員側の意欲の高揚を図り、体力向上と体づくりの推進に努める。	各学校の体力向上推進委員会の実施率 (各校年間2回)	100% (R5)	100% (継続実施)
「クラスみんなで目指せ！体力船橋ナンバーワン」の取組 (保健体育課)	本市の事業である「クラスみんなで目指せ！体力船橋ナンバーワン」への積極的な参加について、体育主任研修会や学校訪問・要請訪問等で促す。	小学校の実施率	54.5% (R5)	80%

施策3 運動部活動の振興

市内小・中学校の希望に応じて、外部指導者を派遣する「船橋市小中学校運動部活動外部指導者派遣事業」を活用することにより、運動部活動の振興に努めています。経験豊富な外部指導者を活用することで、児童生徒の技術力向上はもとより、顧問教員の指導力向上にも役立っています。今後も各校の希望に応じた外部指導者の配置と効果的な活用を目指します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			船橋市小中学校運動部活動外部指導者派遣事業 (保健体育課)	経験豊富な外部指導者を活用することで、児童生徒の技術力向上はもとより、顧問教員の指導力向上を目指す。

外部指導者ととも市内小学校ミニバスケットボール大会に参加



外部指導者ととも練習に励む
市内中学校野球部



外部指導者ととも練習に励む
市内中学校柔道部



推進目標 2 健康教育の推進

施策 1 学校保健の充実

市内小・中学校では、様々な教育活動を通して「性に関する指導」「喫煙防止教育」「飲酒防止教育」「がんに関する指導」「薬物乱用防止教育」「感染症」等の指導をし、児童生徒が自らの健康のために環境改善ができるように取り組んでいます。さらに指導者の資質向上を図るため、講師による講演や学校における健康教育の実践発表を行うなど研修会の充実を図っています。また、健康教育研究校の指定を行い、研究の成果を市内小・中学校に啓発しています。

学校保健委員会は、学校職員と保護者、児童生徒、学校医等が自校や地域の健康課題について共有する場として全校に設置されています。令和4年度（2022年度）まではコロナ禍の影響により感染症予防の観点から校内職員で実施を継続してきましたが開催できない学校もありました。今後は目標値を目指し、各学校の健康課題に取り組んでいきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
保健教育の推進 (保健体育課)	児童生徒が自らの健康に興味関心を持ち、環境改善に取り組めるよう、授業以外で健康や病気に関する指導、各種の防止教育を実施する。	小・中・特別支援学校での各種健康指導、防止教育に関する取組の実施率	100% (R5)	100% (継続実施)
学校保健委員会の充実 (保健体育課)	学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進するために、地域・家庭・学校と連携を図り、学校保健委員会を開催する。	学校保健委員会の実施率 (各校年間1回)	68.7% (R5)	100%

施策2 食育の推進

生涯を通して健康な生活を送ることができるよう学校給食実施基準³⁰に基づいた給食を提供しています。船橋産食材について、「船橋産の旬の食材を食べて知る日」をはじめ、給食での活用を進め、給食時間の食育のほか、授業・食育だよりなどで取り上げてきました。市内小・中学校であじわいカード³¹に感想を書いたり、生産者へ手紙を書いたり、時には、市内農水産物の生産者がゲストティーチャーとして来校し、直接話を聞いたり、動画で仕事の様子を見たりすることもあります。

船橋産の食材を給食に活用することで、児童生徒が地場産物の味を知り、生産現場について興味を持ち、船橋産食材ならびに船橋市への理解を深め、食材を通して「ふるさと船橋」への思いを育みます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			①73.5% (R5)	①100%
学校給食の充実 (保健体育課)	本市で生産された旬の農産物を学校給食で使用し、地場産物への理解を深め食育の推進に努める。	②「船橋産の旬の食材を食べて知る日」(毎月1回以上)の実施率	②96.8% (R5)	②100%

船橋産の食材を使った給食



30 学校給食実施基準：文部科学大臣が、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましいと定めた基準のこと。

31 あじわいカード：児童又は生徒が学校給食を食べて感じたことや気づいたこと、考えたことなどを書く用紙のこと。

7.基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくり ます

推進目標1 教職員の指導力の向上

施策1 授業力向上のための支援体制の整備

本市では、葛南教育事務所と船橋市教育委員会による学校訪問、要請訪問などを通して学習指導要領の趣旨の徹底や理解の促進を図っています。特に、次代を担う子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に身に付けるために、教育の充実を図られるよう各学校が全体計画を作成し、その内容を把握し指導・助言できるような体制づくりを行っています。また、教科等の研究委員として教職員を委嘱し、指導資料の作成に取り組んでいます。先進校での調査研究や民間企業等で社会体験研修に取り組み、優れた教育実践や企業の考え方、姿勢を学び、教職員としての資質能力の向上を図っています。

教育関係教職員研修については「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、研修事業総合計画を策定し、実践的研修となるよう工夫改善することで、信頼される質の高い教職員の育成を図ります。

市内外の研究・研修の記録や専門的な教育関係の図書・資料を収集、保管し、教職員に提供し、教育実践の向上に役立てています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R11)
			(評価年度)	
指導資料集の作成 (総合教育センター)	教科等の研究委員会を設置し、指導法等について研究し提言している。授業に役立つ指導資料集を作成し、「ふなっこ・ねっと」に公開する。	指導資料集の満足度	89.1% (R5)	100%
教育関係職員研修の企画と運営 (総合教育センター)	教職員の資質・能力の向上を目的として、学校経営や教科等の指導法、今日的な課題などについて、役職や経験年数に応じた研修を開催する。	研修の満足度	97% (R5)	100%

施策2 総合教育センターの研修の充実

本市では、教職経験年数が10年以下の教諭と主幹教諭の割合が約51%となっており、初若年層教職員への指導技術の継承とミドルリーダーの指導力の向上が急務となっております。そこで、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び「千葉県教職員研修体系」を踏まえた本市の研修体系を見直し、キャリアステージに応じた効果的、継続的な研修を企画・運営します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			研修事業の見直しと 充実 (総合教育センター)	「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び「千葉県教職員研修体系」に基づき、本市の教育課題を踏まえた体系的な教職員研修とする。また、受講者理解度を把握し、喫緊の課題に対応した研修を企画・運営する。

初任者研修の様子



推進目標2 教職員の信頼性の向上

施策1 教職員のモラル(士気)の向上と不祥事根絶

教職員の綱紀の粛正については、これまでも強く要請してきており、「絶対に不祥事を出さない。」という認識を教職員と共有してきましたが、依然として教職員による不祥事が発生しており、令和5年度(2023年度)の教職員の懲戒処分は監督責任を除き、千葉県全体で39件でした。教職員の不祥事は、公教育に対する市民の信頼を大きく裏切る重大事態であり、引き続き、不祥事根絶に向けて、指導を継続しなければなりません。

本計画では、教職員のモラル(士気)の向上と不祥事根絶を行うことにより、組織としての連帯感と自らの職責の意識の向上、教職員の不祥事に対する当事者意識と切実感の高揚が図られると考えます。そこで、教職経験10年未満の初若年層の教職員を対象とした不祥事根絶研修会を実施します。最新の情報や身近に起こりうるヒヤリハットの事例を取り上げる等、内容を工夫するとともに、不祥事根絶研修会に参加した教職員に各学校でボトムアップ型の伝達研修を行わせることで、市立学校の全教職員に対して研修内容の共有を図ります。教職員一人一人が公務員としての高い倫理観、使命感を持ち、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行するためにも、教職員のモラル(士気)の向上と不祥事根絶を推進します。

○千葉県全体の教職員の懲戒処分の件数(監督責任を除く)

	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
件数	25件	25件	16件	24件	39件

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	
			現状 (評価年度)	目標(R11)
校内モラルアップ委員会活動の活性化 (学務課)	校内モラルアップ委員会が活性化され、教職員のモラルの向上が図られるよう、各学校の取組状況を把握し、指導・啓発を行う。	モラルアップ委員会が年間計画に基づいて、活動している 学校数	全校 (R5)	全校 (継続実施)
不祥事根絶研修会の実施 (学務課)	不祥事根絶研修会の実施により、教職員の意識改革を図り、不祥事を根絶する。	各学校における不祥事根絶研修の実施校数	全校 (R5)	全校 (継続実施)

推進目標3 教員が子供に向き合う体制の整備

施策1 校務の見直し等による支援体制の整備

令和元年(2019年)4月に「船橋市立学校における働き方改革推進計画」を策定し、推進状況に合わせて計画の見直しを行ってきました。教職員の勤務時間を客観的に把握し集計するためにICカードによる勤怠管理システムの運用、学校における留守番電話の導入、校務支援システム³²の導入、教員向けのコンピュータの整備等、教職員の業務負担軽減や校務の効率化を図るための支援体制を整備してきました。しかしながら、令和5年度(2023年度)の教員等の出退勤時刻実態調査(11月)において、約4割の教諭等が月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えており、更なる支援体制の整備が必要な状況にあります。そのような中、教員の業務負担軽減を目的とするスクール・サポート・スタッフについては、千葉県教育委員会に全校配置を要望し続け、令和6年度(2024年度)より全校配置となりました。本計画では、校務の見直し等による支援体制の整備を行うことにより、教職員が心身ともに健康を保つことができる勤務環境が整えられ、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるものと考えます。そこで、「学校における働き方改革推進会議」を中心に、学校現場からの意見等も聞きながら、各取組の検証を行うとともに、検証を踏まえた新たな取組の追加及びこれまでの取組の見直しなど、「船橋市立学校における働き方改革推進計画」の改定を適宜行い、校務の見直し等による支援体制の整備を推進します。

○月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合(11月調査)

	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
小学校	46.4%	47.5%	45.0%	32.6%
中学校	62.1%	61.7%	56.1%	55.9%
特別支援学校	19.4%	30.3%	25.4%	27.5%
市全体	50.2%	51.4%	47.7%	40.1%

○月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教諭等の割合(11月調査)

	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
小学校	6%	7.8%	3.6%	2.8%
中学校	28%	28.1%	22.5%	20.8%
特別支援学校	0.7%	0%	0%	0%
市全体	13.1%	14.3%	9.9%	8.6%

32 校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理等）、保健系（健康診断票、保健室入室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系（文書連絡等）など統合した機能を有しているシステム。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
働き方改革の推進 (学務課)	「船橋市立学校における働き方改革推進計画」の取組の徹底及び検証を行う。	月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教諭等の割合	8.6% (R5)	0%
ICTを活用した校務の効率化 (総合教育センター)	クラウドサービスを活用し業務の軽減を図る。	クラウドサービスを活用することで、校務の効率化が図れたと回答した学校の割合	88.5% (R6)	90%
校務支援システムの活用 (総合教育センター)	校務支援システムを活用し、更なる業務の軽減を図る。	校務支援システムの主要な機能の中で、教職員が便利だと回答した割合	78.9% (R6)	85%

施策2 悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

情報化や国際化、少子高齢化など、社会の状況が大きく変化している現代の社会環境は、人々の価値観や意識の変化を生み、保護者の学校教育に対する期待も大きくなる一方となっています。そのような中、教職員一人一人が子供や保護者との良好な信頼関係を築き、自信をもって対応できるように、関係機関と連携を取ることとはとても重要なポイントとなります。そのためには、教職員が一人で悩み、問題を抱え込むことなく、気軽に相談できる支援体制を整える必要があります。

そこで、学校教育への要望や苦情等に対する支援の在り方について、先進都市等の事例や効果等を検証し、本市における教職員の支援体制を構築します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
教職員が気軽に相談できる体制の充実 (指導課)	生徒指導や授業、学級経営等に関する様々な相談について、指導主事が適切に支援・援助を行う。	要請訪問の実施率	100% (R5)	100% (継続実施)

8.基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

推進目標1 特別支援教育の推進

施策1 特別な支援を要する児童生徒への支援の充実

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム³³の理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒の割合は年々高くなっています。一人一人の多様なニーズに応じ、就学前から就学後に続く切れ目ない支援体制として、就学相談や教育相談のより一層の充実を図ります。また、通級指導教室³⁴では兼務校を増やし、支援の充実に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R11)
			(評価年度)	
就学相談の充実 (総合教育センター)	特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども家庭部や療育施設等と連携を密に図り、早期から就学相談会を行うとともに、就学指導委員会(教育支援委員会)を開催し、適切な就学を支援することにより、早期の相談体制の充実を図る。	①就学に関する説明会の満足度 ②就学相談の満足度	①— ②98% (R5)	①100% ②100%
通級指導教室の充実 (総合教育センター)	特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を行う専門的な教育の場の充実を図るために、通級指導教室の増設を推進する。	設置校数 ①言語障害通級指導教室 ②発達障害通級指導教室	①本務校5校 兼務校5校 (R6) ②本務校9校 兼務校9校 (R6)	①本務校5校 兼務校7校 ②本務校9校 兼務校12校

33 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

34 通級指導教室：小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等大部分の指導は在籍の学級で行いつつ、一部障害に応じた特別の指導(通級による指導)を行う場。なお、本務校は「通級指導教室」が開設されている学校。兼務校は、通級指導教室担当職員が本務となる学校以外において「通級による指導」を行う学校を指す。

施策2 特別支援学校・学級の充実

特別支援教育への関心が高まり、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加しています。特別支援学級の増設については、前期基本計画の目標数は年度を早めて達成し、整備計画を見直し増設を進めています。今後も引き続き、保護者のニーズや各学校の状況を把握しながら、知的障害特別支援学級、または自閉症・情緒障害特別支援学級のどちらかを全校に設置していきます。特別支援学校についても、在籍児童生徒数が増加していることから、教育環境の整備を検討し、改善を図っていきます。

また、各学校が障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施できるよう、特別支援学校の地域におけるセンター的機能の充実を図ります。特別支援学校の教職員の専門性の向上を図るとともに、引き続き臨床心理士等の専門家を配置し、活用の推進を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
特別支援学校機能強化事業 (総合教育センター)	特別支援学校の臨床心理士等の専門家活用を推進する。また、小・中学校への特別支援教育に関する様々な情報の提供、教育相談、校内研修への講師派遣等を推進し、本市における特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。	特別支援学校が実施する市内教職員向け研修の満足度	—	100%
特別支援学級の増設 (総合教育センター)	障害のある児童生徒数の推移や地域的なバランス等を検討し、特別支援学級の増設を推進する。	特別支援学級設置率 (知的障害もしくは自閉症情緒障害のどちらか)	70.4% (R6)	100%

施策3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上

近年通常の学級では、特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、その特性が多様化、複雑化し、教職員には高い指導力が求められています。一人一人の教職員の特別支援教育の理解と実践力を確実なものとするために、これまで実施している巡回相談や専門家チーム会議などの外部人材による校内支援における一層の充実を図ります。

また、保護者や関係機関との連絡調整の窓口となる特別支援教育コーディネーターの資質向上を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
特別支援教育に関する研修の充実 (総合教育センター)	特別支援教育推進の中心的役割を担う教職員育成のため、専門性を高める研修会を行う。	①特別支援学級の担任向け研修の満足度 ②特別支援教育コーディネーター研修の満足度	①— ②97% (R5)	①100% ②100%
教職員の育成 (総合教育センター)	全ての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能をもち、資質向上を図るために、特別支援教育に関する研修を実施したり、市立小・中学校に巡回相談員を派遣したりする。	①特別支援教育に関する研修の満足度 ②巡回相談員の派遣回数	①99% (R5) ②144回 (R5)	①100% ②165回

特別支援教育コーディネーター研修
グループ討議の様子



巡回相談員から支援の助言を受ける様子



推進目標2 不登校児童生徒への支援の充実

施策1 教育相談体制の整備・充実

全国的に子供の数が過去最低を更新する中で不登校児童生徒の数は逆に増加しています。本市では令和5年度(2023年度)の不登校率が小学校で1.83%、中学校で5.69%であり、前年度と比較すると、小・中学校とも増加傾向にあります。今後も不登校児童生徒の数は増加することが予想され、本市でも喫緊の課題となっています。また、ここ数年、不登校児童生徒の低年齢化の兆しが見られること、要因や背景が複雑であることも継続的な課題となります。

令和5年(2023年)4月1日に施行された「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」では、「不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと」、「一人一人の状況に応じた多様な学習を認めて支援すること」とされています。こうした状況を踏まえて、不登校児童生徒への支援のため、指導課、総合教育センター、青少年センターをはじめ、各機関の特性を生かした効果的な支援・指導のできる体制の充実を図ります。また、多様化する児童生徒の悩みや問題の解決に向けて、心理臨床の専門的な技術、経験を有するスクールカウンセラーや社会福祉の専門的な知識、技術を有するスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。さらに、精神疾患や発達障害の疑いのある児童生徒への支援を行うために、相談員の資質向上及び医療機関等の関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

施策2 サポートルーム等の充実

不登校の児童生徒数は、年々増加しています。また、発達障害に伴う二次的な問題³⁵をはじめ、通所児童生徒の抱えている問題が多様化している現状があります。この状況を踏まえ、児童生徒への専門的で、きめ細やかな支援を実施することが課題となります。

より多くのニーズに応えられるよう、令和6年度(2024年度)に第2サポートルーム³⁶を開設しました。市内在住の不登校児童生徒を対象に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣改善のための相談等を行うことにより、社会的自立に向けて、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。

また、学校へ登校できず家から出ることができない児童生徒に対して、アウトリーチ型の支援のニーズが高まっています。NPO 法人との協働により進めている新しい居場所づくり支援事業(ふれあい「夢のふなっこ」)についても、自立への意欲・行動につながられるよう、相談・支援の充実を図ります。

35 発達障害に伴う二次的な問題：発達障害(一次障害)に伴う二次的な問題として、学習困難・不登校・いじめ・問題行動・対人関係の困難さ等がある。

36 第1サポートルームは、平成8年(1996年)11月に創設されている。(旧適応指導教室。)

基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります
 推進目標2 不登校児童生徒への支援の充実

第1 サポートルーム「ひまわり」

第2 サポートルーム「すずらん」



施策3 校内教育支援センター³⁷の整備・充実

不登校の児童生徒数が年々増加している中、令和5年(2023年)3月に文部科学省から出された通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)³⁸では、不登校の児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備を進めるよう求めており、各学校において校内教育支援センターを設置することを望んでいます。

本市においても、不登校の児童生徒や自分の学級に入りづらい児童生徒に対して、学校内に、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整備するとともに、誰一人取り残さない学びの保障につながるよう支援を充実させていきます。

校内教育支援センターの数値が現時点で判明していないため、計画策定時までに目標を設定予定。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
不登校児童生徒への支援の推進 (指導課・総合教育センター・青少年センター)	校内教育支援センターやサポートルームの運営の充実、オンラインの活用など多様な教育機会の確保と相談体制を充実する。	学校内外で専門機関等※の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合	—	—

※専門機関等…校内教育支援センター、サポートルーム、夢のふなっ子、総合教育センター、青少年センター

37 校内教育支援センター：学校内にある空き教室や空いているスペースなどを利用して設置している場所。落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されている。

38 COCOLOプラン：令和5年(2023年)3月に文部科学省から通知された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」。不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備、不登校児童生徒の保護者への支援、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化、学校の風土の「見える化」の取組を推進している。

推進目標3 帰国・外国人児童生徒への支援の充実

施策1 帰国・外国人児童生徒への日本語指導等の充実

年々、外国人児童生徒の就学は増加傾向にあり、その児童生徒の国籍や母語も多様化しています。

日本語指導が必要な児童生徒については、教育委員会で雇用している日本語指導員と国際交流協会からの日本語指導協力員を該当校へ派遣して、日本語指導の支援を行っています。

また、平成19年度(2007年度)から高根台中学校に通級学級(ワールドルーム)を設置し、日本語指導を行っており、令和3年度(2021年度)からはオンラインによる日本語指導も行っております。

今後、編入する外国人児童生徒の国籍や言語の多様化への対応、一人一人の日本語能力や学習意欲に応じた個別指導の工夫、日本語指導の初期指導終了の基準づくりが課題です。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			100% (R5)	100% (継続実施)

推進目標4 保護者の経済的負担軽減策の実施

施策1 就学援助制度等の実施

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を進めるものです。学校と密に連携し、所要の援助を行い、困窮により学校への通学ができない児童生徒が生じることのないよう、援助を実施していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			就学援助 (学務課)	経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を進める。

39 媒体：学校だより、ホームページ等の周知、広報する手段。

40 機会：学校だより、ホームページ等を使用して周知した回数。

9. 基本方針 8 質の高い教育環境を整備します

推進目標 1 安全・安心・快適な施設づくりの推進

施策 1 学校の老朽化対策等の推進

市立小・中・特別支援・高等学校は、築40年を超えるものが、全体の半数以上を占め、校舎等の老朽化が、進んでいます。

安全で快適な教育環境を確保するため、教育状況の変化に対応した機能面や環境面等における改善を計画的に実施していくことが課題です。

教育環境の充実のために、船橋市公共建築物保全計画に基づき、事業費や運営費のコスト縮減を図り、学校施設の適切な維持管理及び計画的な整備を行い、老朽化対策等を効果的・効率的に進めます。また、学校施設のバリアフリー化を計画的に進めます。

前期基本計画で主な事務事業として設定していた小学校、中学校の体育館と武道室の天井照明等の非構造部材落下防止対策については令和4年度（2022年度）までに、校舎の安全性を確保するとともに長寿命化を図るための外壁・屋上防水等の大規模改修については令和3年度（2021年度）までに完了しました。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R11)
			(評価年度)	
体育館外壁・屋根改修工事 (施設課)	市立小・中・特別支援・高等学校における体育館の安全性を確保し、長寿命化を図るため、外壁・屋根の大規模な改修を実施する。	体育館の外壁・屋根の改修率	60.7% (R5)	100%
学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進 (施設課・総合教育センター)	市立小・中・特別支援・高等学校におけるバリアフリー化の一層の推進のため、校舎増築・建て替え時、及び要配慮児童生徒等が在籍する学校にエレベーターを計画的に整備する。	校舎増築・建て替え時、及び要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター設置率	—	100%

施策 2 社会教育施設の老朽化対策等の推進

多くの社会教育施設は老朽化が進んでおり、令和6年度(2024年度)には築20年を経過する施設が約8割となることから、施設の安全面や機能面における適切な維持管理や長寿命化を図る必要があります。

また、施設の防災機能の強化やバリアフリー化も求められていることから、船橋市公共建築物保全計画に基づき、修繕、改修等を行うとともに、安全・安心な環境づくりを目指します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			社会教育施設の修繕、改修等 (社会教育課)	公共建築物保全計画に基づき、建築物の安全性、利便性及び経済性を確保し、建築物の長寿命化を図るため修繕、改修等を行う。

推進目標 2 安全を確保する体制づくり

施策 1 安全体制の確立

児童生徒の事故防止及び救急体制確立のために、学校安全対策委員会を設置しています。さらに、関係機関等と連携を図り、小・中学校で交通安全教室の実施や学校安全計画の点検・指導を行い児童生徒の安全対策に努めています。また、各学校では、学校安全点検簿に基づき安全点検を実施しています。

今後、各学校の実情に合わせた学校安全計画に基づき、生活安全、交通安全、災害安全の三つの領域の充実を図ることにより、児童生徒の事故の減少に向け、学校と密接な連携を行い、更なる安全体制を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
船橋市学校安全対策委員会の運営 (保健体育課)	市立小・中・特別支援・高等学校における児童生徒の事故防止及び救急体制、食物アレルギー対応の確立を目的とし、学校安全対策委員会で検討した事項の徹底を図る。	委員の参加率	88.2% (R5)	100%
学校安全主任研修会の実施 (保健体育課)	学校安全計画・危機管理マニュアルの見直しや毎月安全点検を行うよう指導等を目的とする学校安全主任研修会を実施し、学校における安全確保及び安全管理の徹底を図る。 (年1回)	「学校安全計画」 「危機管理マニュアル」の確認・見直しを行った学校数	全校 (R5)	全校 (継続実施)
自助・共助を育む防災教育の推進 (保健体育課)	児童生徒が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を推進する。	①防災訓練実施率 ②津波防災訓練実施率	①100% (R5) ②100% (R5)	①100% (継続実施) ②100% (継続実施)

施策2 防犯体制の整備

小・中学校等から提供のあった不審者情報の内容を確認し、FAX 配信等により近隣校又は全校及び関係課へ情報を提供しています。

児童の安全対策の一助として、就学時健診時に防犯ブザーと保護者への案内を配付し、家庭における防犯教育を促しています。

また、教育用冊子「ふなっこのぼうはん」を活用し、防犯教育の推進を図り、標語の「イカのおすし」⁴¹を用いて、犯罪被害に遭わないための行動や犯罪被害が発生した場合の行動を指導しています。

さらに、小・中学校等に防犯カメラを配備し、不審者侵入対策を行っています。

今後は、警察等の関係機関や、市民関係団体等で構成された船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会、小・中学校の学区で巡回指導をしている船橋市スクールガード・リーダーを通じ、スクールガード等、地域と連携した防犯体制の更なる整備、強化を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会の運営 (保健体育課)	事業結果及び事業報告を行い、関係機関及び関係各課と情報の共有を図り、防犯対策について連携を図るために、船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会を開催する。	委員の参加率	100% (R5)	100% (継続実施)
船橋市スクールガード・リーダーによる巡回指導 (保健体育課)	通学路等の巡回指導を行い、スクールガード連絡調整会議 ⁴² を通じて、学校、保護者、スクールガード等と共通認識を図る。	連絡調整会議の実施回数	112回 (R5)	165回 (各校3回)

41 イカのおすし：「イカ」…知らない人についてイカない。「の」…知らない人の車にのらない。「お」…おおきな声を出す。「す」…すぐ逃げる。「し」…家の人にしらせる。

42 スクールガード連絡調整会議：スクールガード等地域ボランティアや保護者、スクールガード・リーダーと学校が連携し、より効果的な防犯活動を推進するために各小学校が定期的に開催する会議。

推進目標 3 充実した教育環境の整備

施策 1 情報活用能力を高める教育環境の充実

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、GIGAスクール構想が前倒しで進められ、本市では令和2年度(2020年度)に1人1台端末等のICT⁴³機器の整備を行い、教育現場におけるICT活用に取り組んできました。

今後は、1人1台端末の確実な更新、更なるICT機器の整備・利活用の促進を行っていくために、国が提示した「教育DX⁴⁴に係る当面のKPI⁴⁵」を踏まえた公立学校情報機器整備事業計画を策定し、推進してまいります。また、ICTを学びのツールとして日常的に活用していくためには、教員の指導力向上、児童生徒の情報活用能力の向上などが必要となります。そのために、国や県の情報教育に関する動向を踏まえ、研究指定校を中心に実践を深め、その成果の普及に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R11)
			(評価年度)	
情報教育に関する指導・支援 (総合教育センター・指導課)	ICT環境の整備を進めるとともに、教科におけるICT活用の一層の充実を図る等、教員の指導力や児童生徒の情報活用能力を育成する。	「学校における教育の情報化の実態に関する調査(文部科学省)」で下記2項目について「できる」教員の割合 ①授業中にICTを活用して指導する能力 ②児童生徒のICT活用を指導する能力	①82.3% (R5) ②81.6% (R5)	①100% ②100%
情報教育に関する研究 (総合教育センター・指導課)	国や県の情報教育に関する教育動向を踏まえ、教員のICT活用能力の育成を図るとともに、社会の変化に対応した課題を解決するための研究実践を行い、その研究成果を普及する。	ICT機器を授業でほぼ毎日活用している学校の割合	小学校 90.9% (R6) 中学校 61.5% (R6)	小学校 100% 中学校 100%

43 ICT: Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術のこと。

44 DX: digital transformation の略で、データやデジタル技術を活用して、企業(教育の場合学校教育)をより良く変革していくこと。

45 KPI: Key Performance Indicator の略で、目標達成のための各プロセスにおいて達成度合いの計測と評価をするための指標のこと。

施策2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

令和5年(2023年)2月に中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」から出された「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」では、5歳児から小学校1年生の2年を「架け橋期」と称して焦点を当て、幼保小が協働し、合同会議等を定期的で開催するなど、幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保することの重要性が示されています。

本市では、現在実施している幼稚園・保育所等及び小学校の教職員による合同研修会において、各園のアプローチカリキュラム及び各小学校のスタートカリキュラム⁴⁶について理解を深める機会を設定しています。両カリキュラム作成時の重要な観点や模範となるカリキュラムを共有することで、各園及び各校のカリキュラムを充実させます。また、受講者同士が対話する時間を確保し、情報交換が着実に行えるよう研修を企画し、研修後には、アンケートや各小学校から提出される連携に関する調査報告を分析し、受講者のニーズに合った研修を実施することで幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標(R11)
			幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進 (総合教育センター)	幼稚園、保育所等及び小学校の職員による合同研修会において、発達や学びの連続性を踏まえた研修方法と研修内容の充実を図る。市立小学校を対象に幼稚園、保育所等との連携の現状把握について調査研究を行う。
		幼稚園等との子供同士の交流活動を行った小学校の割合	89.0% (R5)	100%
		「スタートカリキュラム」を作成・実施した小学校の割合	72.7% (R5)	100%

幼児期の教育と学校教育の円滑な接続研修の様子



46 アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム：幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目的とした架け橋期のカリキュラムのこと。

施策 3 学校規模・学校配置の適正化

市内の各地域における人口動向に伴う児童生徒数の増減により、市内には大規模校や小規模校など、規模の違う学校が併存しています。

義務教育段階である小・中学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要です。学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においても、より多くの課題を生じさせる恐れがあることから、学校規模及び学校配置の適正化を進めることは重要な課題です。前期基本計画の期間においては、令和3年(2021年)4月に新設小学校を開校し、令和5年(2023年)4月に中学校の統合、学区の見直しを行うなど、学校規模及び学校配置の適正化に取り組んできました。

本計画においても、引き続き「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、地域や保護者の意見を伺いながら、学校規模及び学校配置の適正化に向けて計画的に対応策を講じていきます。なお、検討に当たっては、各学校・各地域の状況等に留意し、「船橋市公共施設等総合管理計画」との整合を図るものとします。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状 (評価年度)	目標 (R11)
			4校 (R5)	13校

推進目標4 新しい学校体制づくりの推進

施策1 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

市立の小・中・特別支援学校・高等学校では、教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図っています。

また、自己評価のほか、学校関係者評価を実施し、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めています。

学校評価の結果に応じ、各学校や市が、課題について改善や支援に生かすための、より有効な評価の在り方について研究を進めています。

また、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用した学校評価の適切な実施方法の研究を進めていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標
			(評価年度)	(R11)
学校評価の推進と活用 (指導課)	学校評価結果に基づいて、学校運営の改善を図り、家庭・地域の連携協力による「より開かれた学校づくり」に取り組み、学校の活力を一層高める。	学校評価で学校運営の改善について肯定的に回答した学校の割合	96% (R5)	100%

施策2 小中連携・一貫教育の推進

本市は施設分離型の小中連携・一貫教育の研究に取り組んでいます。これまで、研究学校を指定し、9年間の教育課程の編成と系統的な教育の実践を通して、小・中学校共通の生活習慣や学習習慣を定着させることにより、中1ギャップ⁴⁷の緩和や、「わかる授業」による学力の向上等に成果が見られています。課題としては、小中連携・一貫教育の視点を、市内学校に広めていくことが挙げられます。これまで1小1中であった研究学校の指定を、中学校区の指定にも広げるなど、より望ましい小中連携・一貫教育の研究に取り組めます。

47 中1ギャップ：中学校への進学に当たり、学習内容や人間関係の変化によって、中学校生活になじめなかったり、不適応や不登校などの問題が生じたりする現象。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標
			(評価年度)	(R11)
小中連携教育 に関わる研究 学校の指定 (指導課)	研究指定校を指定し、小中連携教育の研究を進め、その成果を普及する。	研究指定校の児童生徒の中 1 ギャップに関する解消率	85.6% (R5)	90%

施策 3 市立船橋高等学校の充実

市立船橋高等学校においては、平成22年度(2010年度)に「市立船橋高等学校在り方検討会」を設置し、平成29年度(2017年度)より教育改革として、単位制の導入、国際教養コースの新設、普通科の通学区域の拡大、市内中学生優先入学制度を実施してきました。

国際教養コースについては卒業後、長きにわたってグローバル社会でリーダーとして活躍できる人材を育成する、という視点で生徒が在学中に様々な視点で国際的視野を深めることができるよう学習プログラム等を充実させてきました。ここ数年に目を向けてみると、オーストラリアやアメリカ合衆国だけではなく、中国西安市との交流事業にも意欲的に取り組む等、幅広い国や地域に目を向けた学びを展開しています。

加えて、普通科に設置している一般受験で難易度の高い大学への進学を目標とする「 α (アルファ) コース」では、必要に応じてカリキュラムを見直し充実を図っています。

また、令和5年度(2023年度)に1人1台端末が整備され、各教科の授業でICT活用による深い学びの実現に向けた授業改善が進行しています。先行している教育機関を参考にしたり、校内での研修を推進したりすることで、教員個々の情報活用能力を高め、生徒にとってよりわかりやすい授業実践を目指していきます。

さらに、深い学びを意欲のある生徒に提供する機会を確保するために、大学や地域企業を始め様々な機関との連携に力を入れてきました。

高等学校学習指導要領の第1章第2款第4項では「学校段階等間の接続」の推進について記されており、「大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること」となっています。

また、国の教育振興基本計画においても、「学校段階間・学校と社会との接続の推進」という項目の中で「学びの継続と発展・高度化という視点から、高大接続改革の着実な推進を図る。」と示されています。

基本方針8 質の高い教育環境を整備します
 推進目標4 新しい学校体制づくりの推進

このような流れを受け、今後も、大学との連携をはじめ、さまざまな機関等とのつながりを深めながら教育の質を高め、より魅力ある学校となるよう努めていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標
			(評価年度)	(R11)
大学及び企業との連携の推進 (市立船橋高校)	連携協定を締結している大学との連携授業及び企業との連携授業を実施する。	協定締結大学との連携授業及び企業との連携授業を受講した生徒数	541人 (R5)	600人

參考資料

①船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会設置要綱

船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 船橋市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画である船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）（以下「計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、策定委員会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市PTA関係者
- (2) 青少年健全育成関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 自治会等関係者
- (7) 市民公募による者
- (8) その他教育長が特に必要があると認める者

（任期）

第4条 策定委員会は、所期の目的を達成したとき、又は教育委員会が指示したときは、解散する。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が決定するまでの間は、管理部教育総務課長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に、意見又は説明を聴くこと並びに資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第8条 策定委員会の会議は、公開とする。

- 2 前条の規定にかかわらず、委員長は、策定委員会の議事が船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。ただし、第1回目の会議開催前等で委員長が決定することができないときは、管理部教育総務課長が会議の非公開を決定することができる。

(傍聴の手続)

第9条 策定委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴券（別記様式）の交付を受け、職員の指示に従い指定の傍聴席に着かなければならない。

- 2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとする。
- 3 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長（第1回目の会議開催前等で委員長が決定することができないときは、管理部教育総務課長）が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 傍聴の申込者の数が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって委員長が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。
- 6 傍聴人は、退場する際に傍聴券を職員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に傍聴することを不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(4) 飲食、喫煙等をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の制限)

第12条 傍聴人は、写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人が前2条の規定に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、委員長が第8条第2項に規定する会議の非公開を決定し、又は前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(専門部会)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び人数は策定委員会で決定し、部会員は委員長が指名する。

3 前2項に掲げるもののほか専門部会に必要な事項は、委員長が別に定める。

(災害補償)

第16条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(庶務)

第17条 策定委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

(表)

番号 _____
傍聴券
◇ 本券は、交付当日限り有効とする。
◇ 傍聴を終え退場する際に本券を職員へ返還すること。
◇ 写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得ること。
◇ 裏面の遵守事項を守ること。
策定委員会

(裏)

傍聴人の遵守事項
1. みだりに傍聴席を離れないこと。
2. 私語、談話、拍手等をしないこと。
3. 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
4. 飲食、喫煙等をしないこと。
5. 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。
6. 傍聴される方は、職員の指示に従って下さい。

②船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定庁内プロジェクト委員会設置要綱

船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定庁内プロジェクト委員会設置要綱

（設置）

第1条 船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定庁内プロジェクト委員会（以下「庁内プロジェクト委員会」という。）を置く。

（検討事項）

第2条 庁内プロジェクト委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 船橋市の教育施策の現状分析に関すること。
- (2) 計画の基本方針及び施策の体系に関すること。
- (3) 計画の原案作成と全体調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要なこと。

（委員）

第3条 委員は、次の表に掲げる者をもって充てる。ただし、対象者が複数存在する場合は、課等の長（基幹公民館にあっては、中央公民館長）が指名した者をもって充てる。

管理部	教育総務課課長補佐 施設課課長補佐
学校教育部	学務課課長補佐 指導課課長補佐 保健体育課課長補佐 児童・生徒防犯安全対策室長 総合教育センター副所長 教育支援室長 市立高等学校事務長
生涯学習部	社会教育課課長補佐 文化課課長補佐 青少年課課長補佐 生涯スポーツ課課長補佐 基幹公民館館長補佐 西図書館館長補佐 市民文化ホール館長補佐 郷土資料館館長補佐 青少年センター所長補佐

（任期）

第4条 庁内プロジェクト委員会は、計画が策定されたときは解散する。

（委員長）

第5条 庁内プロジェクト委員会に委員長を置き、管理部教育総務課課長補佐をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、庁内プロジェクト委員会の会議を招集し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

（意見等の聴取）

第6条 庁内プロジェクト委員会は、必要があると認めるときは、関係者に、意見又は説明を聴くこと並びに資料の提出を求めることができる。

(作業部会の設置)

第7条 庁内プロジェクト委員会は、第2条に規定する事項について詳細な検討をするため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が指名し、又は委員が推薦する職員をもって組織する。

3 作業部会は、庁内プロジェクト委員会の指示に従い、計画に関する資料の収集や調査研究を行い、その結果を庁内プロジェクト委員会に報告する。

4 前条の規定は、作業部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 庁内プロジェクト委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内プロジェクト委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

③船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会委員

氏名	所属等
草野 滋之 (委員長)	千葉工業大学 教授 船橋市社会教育委員 委員長
河上 俊和 (副委員長)	船橋市立宮本中学校 校長
佐原 摩貴子	船橋市 PTA 連合会 会長
村木 正昭	船橋市青少年相談員連絡協議会 副会長
渡邊 千代美	船橋市スポーツ推進委員協議会 委員
村田 佐江子	船橋市自治会連合協議会 副会長
八重樫 勝伸	船橋市立海神小学校 校長
石橋 博和	船橋市立三山東小学校 教諭
中里 和徳	船橋市立三山中学校 教諭
神田 順子	船橋市立船橋特別支援学校 校長
近藤 義行	船橋市立船橋高等学校 校長
高橋 佑実	市民公募委員
土井 浩信	市民公募委員

④船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定市内プロジェクト委員会委員

氏名	所属等
長谷川 右	管理部 教育総務課 課長補佐
高橋 亨	管理部 施設課 課長補佐
有村 慎一	学校教育部 学務課 課長補佐
森 貴俊	学校教育部 指導課 課長補佐
藤澤 憲吾	学校教育部 保健体育課 課長補佐
山下 毅	学校教育部 保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室長
小川 欣弘	学校教育部 総合教育センター 副所長
金子 勝一	学校教育部 総合教育センター 教育支援室長
鈴木 靖弘	学校教育部 市立高等学校 事務長
小野 一真	生涯学習部 社会教育課 課長補佐
藤巻 健一	生涯学習部 文化課 課長補佐
宮崎 慎太郎	生涯学習部 青少年課 課長補佐
松下 哲子	生涯学習部 生涯スポーツ課 課長補佐
中柴 智寛	生涯学習部 高根台公民館 館長補佐

河野 哲	生涯学習部 西図書館 館長補佐
石井 信生	生涯学習部 市民文化ホール 館長補佐
山本 隆宏	生涯学習部 郷土資料館 館長補佐
倉前 喜一	生涯学習部 青少年センター 所長補佐

⑤ 審議経過

回	開催年月日	内容
1	令和6年(2024年) 2月8日	第1回船橋市教育振興基本計画(後期基本計画) 策定委員会 ・教育委員会から策定委員会への意見聴取
2	令和6年(2024年) 3月27日	第2回船橋市教育振興基本計画(後期基本計画) 策定委員会 ・専門部会による計画書原案の審議
3	令和6年(2024年) 5月13日	第3回船橋市教育振興基本計画(後期基本計画) 策定委員会 ・専門部会による計画書原案の審議
4	令和6年(2024年) 7月23日	第4回船橋市教育振興基本計画(後期基本計画) 策定委員会 ・全体会による計画書原案の審議
5	令和6年(2024年) 8月27日	第5回船橋市教育振興基本計画(後期基本計画) 策定委員会 ・策定委員会から計画書(素案)を教育委員会に提出

船橋市教育委員会

教育長	松本	淳
委員	小島	千鶴
委員	朝倉	暁生
委員	蓮池	政貴
委員	大塚	佳子

船橋の教育 2020

— 船橋市教育振興基本計画（後期基本計画） —

令和 7 年（2025 年） 月

発	行	船橋市教育委員会	
編	集	管理部教育総務課	
電	話	047-436-2807	
F	A	X	047-436-2808
〒	273-8501	船橋市湊町 2-10-25	



船橋市紋章